

規制改革会議 農林水産業TF
第4回議事録

内閣府規制改革推進室

規制改革会議 第4回農林水産業TF

議事次第

日時：平成19年10月24日（水）9:31～12:54

場所：永田町合同庁舎2階 中会議室

【議事】

農林水産省ヒアリング

・漁協経営の健全化等について

水産庁漁政部企画課	課長	石川 裕 氏
水産庁漁政部水産経営課	指導室長	木島 利通 氏
水産庁漁政部水産経営課	課長補佐	棚倉 英樹 氏
総合食料局流通課	課長補佐	笠原 洋一 氏

・国際競争力の確保、経営の効率化、新規創業の支援等について

水産庁漁政部企画課	課長	石川 裕 氏
水産庁漁政部水産経営課	指導室長	木島 利通 氏
水産庁資源管理部管理課	課長	木貫谷浩史 氏
水産庁資源管理部管理課	総括課長補佐	富岡 啓二 氏

・資源管理について

農業分野における銀行等の民間金融機関の参入促進

創業・事業等拡大等への支援について

水産庁漁政部企画課	課長	石川 裕 氏
水産庁資源管理部管理課	課長	木貫谷浩史 氏
水産庁資源管理部管理課	資源管理推進室長	内海 和彦 氏
水産庁増殖推進部漁場資源課	課長	小田 巻 実 氏

事務局 それでは、お時間ですので始めさせていただきます。

本日は、お時間を9時半から12時半までいただいております。水産庁の方に来ていただいております。事前に質問状をお送りさせていただいておりますので、まず、前半、9時半から10時半までの1時間、漁業経営の健全化について質問の回答をいただき、その後、意見交換させていただきたいと思っております。

回答については、議論の時間をなるべく多くいたしたいので、できましたら20分程度でざっと御回答いただきまして、その後、議論させていただきます。

それでは、早速ですが、お願いします。

石川課長 私、水産庁の企画課長の石川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今、事務局の方からお話ございましたとおり、本日、いただきました質問項目を基に回答資料を作成してまいりましたので、それを説明させていただきたいと思っておりますが、その前に、今日は私も、2種類資料を用意してきてございます。1つは、横長の「規制改革会議ヒアリング資料」というもの、それから、いただいた質問項目に対しますお答えをまとめたもの、厚い縦の資料でございます。

これからお答えをいたします前に、横断的にざっと、先生方の理解の参考にしていただければと思っております。まず横長の資料の方を先に、よろしければ説明させていただいて、それから個々の項目を説明させていただけますか。では、そうさせていただきます。

それでは、横長の方の1ページ目を見ていただきたいと思います。 「水産施策の展開方向」と題してございます。水産業に関しては、御存じかとは思いますが、水産基本法が平成13年6月に制定をされておまして、この基本理念といたしましては、水産資源の持続的利用の確保を図ることによりまして、水産物の安定的供給の確保、水産業の健全な発展を図ることとなっております。そのために政府の方では、水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本計画を策定する。これはおおむね5年ごとに情勢変化等を踏まえて変更することになってございます。

1回目の基本計画は平成14年に策定されたところでございますが、本年19年の3月に改めて水産基本計画が閣議決定をされたところでございまして、その内容はここに書かれておるとおりでございます。

一番大きな目標といたしましては、水産物、この場合、食用魚介類の自給率についての目標を掲げてございますが、平成24年度には65%、平成29年には65%というような目標を掲げておるところでございます。

この自給率の目標の達成に向けて次の施策を展開ということで、6つほど柱立ててございます。水産資源の回復・管理の推進から始まりまして、国際競争力のある経営体の育成・確保など、水産物の安定供給のための加工・流通・消費施策、未来を切り拓く新技術の開発、普及、漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮、水産関係団体の再編整備、こういった6項目の柱が立てられてございます。

なお、この水産基本計画の策定と併せまして、さきの通常国会におきまして水産三法の法律改正を行ってございます。

1つは漁業法・水産資源保護法の改正でございまして、これにつきましては、こちらに書いてございますように、漁船漁業の構造改革の促進のために、新技術の企業化の促進のための措置、あるいは許可に当たっての経営状況の勘案などの措置が盛り込まれてございます。それから、漁業取締まりの強化に向けた罰則強化なども盛り込まれてございます。

それから、水産業協同組合法（水協法）・中小漁業融資保証法（中融法）の改正も行われてございまして、これにつきましては、漁協事業の部門別経理の徹底、共済契約者の保護に向けた措置の導入、信用基金協会の保証基盤の強化のための財務基準に関する措置の導入などの措置が盛り込まれてございます。

それから、漁港漁場整備法の改正も行われておりまして、沖合におきまして国の直轄事業を行うための法律改正などが行われてございます。

次のページでございまして、この基本法に基づいて現在、水産業改革を進行しておるわけでございますけれども、主な改革の進行状況といたしまして、「水産資源の回復・管理」といたしましては、まず、個別割当方式につきまして、関係漁業者団体などと導入のためのメリット・デメリットなどにつきまして検討を開始しておりますところでございます。

それから、51の魚種別資源回復計画、これは76の魚種が関係しております。それから、20の包括的資源回復計画などを実施・作成着手中という段階でございます。

それから、「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力あるいは漁業就業構造の確立」に関しましては、本年度から漁船漁業改革集中プロジェクトを実施することにしておりまして、今年度の場合は既に八戸地区を初め計11件の地域プロジェクトを立ち上げてございますが、19年度予算額として50億円、これにつきましては、公共事業から非公共事業への財源の移行なども図りながら措置をしたものでございまして、今後5年間にわたって50プロジェクトをめどといたしましてこれを進めていこうというものでございます。

それから、現在、予算要求中のものがございますけれども、新しい経営安定対策の導入のための概算要求。これも52億円の予算要求をしておりますところでございますが、これにつきましても公共事業から非公共事業への財源のシフトなども図りながら要求をしているところでございます。

更に、来年平成20年には、漁業権の免許の期限が5年間のものがございまして、これの免許の切替えの年に当たります。これにつきましては、基本的な考え方につきまして、都道府県知事に対しまして助言をする通知をして、それを発表してございます。

それから、新規就業・新規参入の促進のための予算事業なども盛り込んで実施をしているところでございます。

3ページでございまして、外国の状況でございますけれども、例えばアメリカでは「マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法」という法律がございまして、これを基本に漁業管理を行っておりまして、アメリカも広い地域でございまして、地域ごとのRCと呼

ばれます地域漁業管理委員会で漁業管理計画を策定して、さまざまな制限が講じられているところでございます。

アメリカの場合、個別漁獲割当が実施されている漁業は8種類ありまして、水揚量ベースでは2%、水揚金額で10%ほどとなっております。

なお、議会におきまして、譲渡可能なITQにつきまして包括的な議論をまとめたペーパーが提示されたことがございまして、これにつきましてメリット・デメリットが整理された事業がございますので、ここに御参考までに掲載させていただいております。

漁獲量の動向といたしましては、200海里を導入しましたために、外国船がアメリカの200海里内で操業できなくなったために、国内でのスケソウダラ生産量が急伸びしてございますが、ほかの資源につきましては漸減傾向ということで、下の方にも、アラスカ州以外の州でございますけれども、漁獲量は減っているというデータを付けてございます。

それから、自給率につきましては、国内での水産物消費の伸びとともに国内生産の停滞ということがございまして、自給率はアメリカの場合、低落傾向となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。アメリカ以外の「諸外国での漁業管理の状況」を表にまとめたものでございます。資源管理の手法、ITQ制度導入国の状況をまとめてございます。

アメリカにつきましては、今、御説明いたしましたとおり、漁獲量では2%、総漁獲金額では約10%のものについてITQが導入されている。

なお、これにつきましては、いろいろメリット・デメリットが見られた。これはまた後で詳しく御説明をさせていただきます。

それから、オーストラリアにつきましては、漁獲量金額の約4割に相当するものがITQが適用になっておる。

ニュージーランド、アイスランドにつきましては、かなりの割合、9割、あるいは98%以上がITQで管理されているとなっております。アイスランド、あるいはニュージーランドでも、クォータの集中の問題も若干取りざたされているというふうには聞いてございます。

それから、ノルウェーにつきましては、ITQが導入されているとおっしゃる方がいらっしゃいますけれども、相手国政府の方にも確認いたしましたところ、ノルウェーについてはIQは導入されておりますが、これは船、あるいは船団ごとに割り当てられておりまして、減船をするときには譲渡可能であるけれども、それ以外のときは譲渡可能ではないということで、ITQではないという言い方を相手国の政府の方はおっしゃっておられます。

それから、デンマークにつきましては、ニシン漁業については暫定導入ということで、総漁獲量の11%、金額の7%が導入されているということでございます。

イギリスについては、船別割当が2002年からITQ化されている。

一方でフランス、スペインにつきましては、IQは導入されておりますけれども、IT

Qは導入されていないということで、スペインにつきましては、管理が困難であるので考えていないということをお聞きしてございます。

それから、カナダについては、メカジキのはえ縄漁業について導入されておまして、総漁獲量の0.1%程度がITQになっているということでございます。

以下、ロシア、中国、韓国についても、状況はこの表のとおりでございます。

次に、5ページでございますが、国内で、先ほどちょっと申し上げました資源回復計画が策定されております。これは、どういうところで、どういう資源回復計画が導入されているのかを図示したものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。先ほど少し御説明いたしました予算の中で、今年から始まっております漁船漁業構造改革事業、それから、20年度から要求しております経営安定対策の導入について、事業の中身などにつきまして図示をしたものでございまして、漁船漁業の構造改革につきましては、例えばまき網の船団を従来、多くの船で操業していたものを、船団を縮小いたしまして、これで操業経費の減少を図っていくというような構造改革のプロジェクトを実施するというものでございます。

経営安定対策につきましては、現在、予算要求中でございますけれども、漁業共済でPQと言われます、収入が変動するのを補てんする保険方式のものが取られてございますけれども、これに加えまして、もう少し浅い収入変動に対して、積み立て方式で担い手の方々への支援措置を実施しようというような措置を現在、要求をしておるところでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。来年の「20年漁業権切替に向けた基本的考え方」につきまして、都道府県に対して助言をしたということでございますが、その内容でございます。

1つは、漁業権につきましては、まず都道府県知事が漁場計画を定めて、それに対して申請をしていただくという制度になってございますけれども、この漁場計画策定に当たっては、関係者からの要望の聴取や漁場条件の調査などを徹底的に行って、適切かつ合理的な漁場計画としていただきたいということ。それから、漁業権の免許の適格性審査を十分行うこと。それから、漁業権行使料の徴収に関して透明性の向上を図っていただきたいこと。そういったことが内容となっております。

次に、8ページでございますが、「新規就業・新規参入の促進」ということで、私どもの方で取っております措置でございます。まず、「漁業の担い手確保・育成対策事業」といたしまして、8億円余りの予算を使いまして、「新規就業の促進」といたしましては、経験ゼロの方からでも始められるように、相談窓口、あるいは漁業就業支援フェアといった出会いの場を設けまして、実際に興味がある方に漁業の現場で長期研修などを積んでいただいて、受入体制を整備していただいた上で就業していくといったトータルサポートの提供をしていくということ。

あるいは「新規参入の促進」といたしまして、異業種の方々のノウハウを活用した起業

をサポートするという一方で、再チャレンジプランの認定者に対して、その助成を行う。ビジネスプランの募集をいたしまして、漁業者の側、それから異業種の方々の出会いの場を、起業支援フェアをつくったりしながらビジネスプランをつくっていただいて、優秀なものに対して補助をするということを現在やっております、そのことによって起業による新規参入も図っております。

更に、「水産に関する教育の充実」ということで、高校・大学を通じた実践的な専門教育の充実のために、文部科学省などとも連携いたしまして、例えば水産高校と地元の水産業界の方々の連携を強めて、実習・講義・研究などの場の出会いを増やしていただいて、キャリアパスを利用していただいて就業していただくといったような事業についても今、予算要求などもしているところでございます。

9ページでございますが、「養殖生産構造改革推進事業」ということで、来年、漁業権の切替えもございませうけれども、実際、現地で空き漁場があるんじゃないか、ただ、それが十分わかりにくいということが言われてございます。これに対応いたしまして、空き漁場などが生じているものにつきましては、利用状況をデータベース化いたしまして、これを外部資本の方々にも提供しながら、実際に参入の機会を図っていくという、漁場利用の協議をしていただくというようなことを通じて、効率的な漁場利用をつくっていくというような予算も今、要求しておりますところでございます。

次に、10ページでございますが、「我が国漁業・資源管理制度の仕組み及び基本的考え方」でございます。我が国におきましては、漁獲努力量、漁船の隻数とかトン数などのインプットコントロール、それから漁獲サイズなどのテクニカルコントロール、それから漁獲量の割当によるアウトプットコントロールを併用いたしまして漁業資源管理を行っております。

また、関係漁業者による話し合いの成果を積み上げまして、それを基に資源回復計画を作成する。関係漁業者が主体的に協議していただいて、漁獲努力量の削減などについても話し合っていていただくとともに、行政の方でも、例えば種苗放流などの積極的な資源の培養ですとか、漁場環境の保全に取組み等、こういったものについてもお手伝いをしていくというような形で計画を立てまして、それを推進していくといったようなことも行っているところでございます。

11ページでございますけれども、「漁業許可制度及び漁業権制度の概要」でございます。まず、沿岸漁業、養殖漁業につきましては、都道府県の方で、都道府県知事の免許または許可を受けることが必要となっております。これは、資源管理の必要性や、限られた水面を総合的に利用する必要といったことで、そういった制度が設けられてございます。

漁業権は大きく3つに分かれてございまして、定置漁業権、これは下の方に図示してございますけれども、海の中に定置網と呼ばれる網を設置をいたしまして、この中に魚が入り込んでくるものをつかまえるという漁法でございます。この定置網の中で特に大型のものにつきましては、これを営む権利が定置漁業権でございます。

また、区画漁業権というのは、一定の区画内において養殖を営む権利ということになってございます。

それから、共同漁業権は、一定の水面を共同に利用して小規模な漁業を営む権利というふうになってございます。

その他の漁業権が、この3種類あるほかに、知事許可漁業というのが、刺し網漁業など。主に沿岸の固定的な、あるいは定置的な資源について、これを対象とするものが漁業権、その他の移動する資源などにつきまして、沿岸について網などですのものにつきましては知事許可漁業になってございます。

それから、沖合・遠洋の漁業につきましては、資源管理の観点から、漁獲努力量を一定の水準にコントロールする必要があるということで、大臣または知事の許可、承認を受けることが必要となってございます。

ちなみに、漁業権の免許件数につきまして、平成17年のデータを付けてございますけれども、定置と一般の区画漁業権、とにつきましてでございますけれども、これは自営をする業者に対して免許をするということでございます。免許イコール漁業を営む者ということになります。そうなりますと、例えば定置の場合は個人が過半を占める。会社組織のものもかなりの割合を占める。有限会社、株式会社を合わせて2割ほどございまして、漁協は9%。

区画漁業権も実はこの中で2つに分かれてございまして、一般の区画漁業権、要するに海を仕切って、堤で仕切ってしまふ、あるいは網で仕切ってしまふといった形の区画漁業権などにつきましては、自営ということになってございまして、これにつきましても一番多いのは個人が27%、それから会社組織のものが、有限会社23%、株式会社19%になっていまして、漁協は6%となっております。

それから、特定区画漁業権は、免許を持つ漁協管理というのが原則になってございまして、免許を持つということは漁業を営むことと切り離されておりまして、漁業権の免許を持つ漁協が漁場を管理して、その規則に従って組合員が漁業を営んでいただくということで、免許を持つということが管理をするということでありまして、業を営むこととは分離されてございますけれども、その漁協管理が今、98%を占めているということでございます。管理漁協がない場合は自営ということになりまして、その自営の場合は、こちらに書いてありますように、会社組織の有限会社41、株式会社34、個人33、漁協38といったような数字になってございます。

一応、概要につきましてざっと御説明させていただきました上で、いただきました質問項目の中では3番目になりますが、漁協経営の健全化等につきましてということで、縦の資料で、いただきました質問項目について御説明をさせていただきたいと思っております。67ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初の質問でございましてけれども、漁協については20人未満になると解散することになっている。また、正組合員資格は、地区内に住所を有し、また漁業に従事する日数が

90日から120日の間で定款で定める日数を超える漁民ということになっているが、従事日数を満たしていない者が多数いて、本来なら解散すべき漁協が存続しているとの指摘がある。これについて検証しているのか、また、検証している場合は、その結果ということでございます。

まず、漁協につきましては、自主自立を旨とする協同組合でございます。組合員の資格判定については組合が自主的に行うのが第一義となっております。

水産庁といたしましては、従来から組合員の資格審査が適正に行われるように県を通じて、理事会の諮問機関としての資格審査委員会の設置や、あるいは適正な資格審査基準の設定、年1回以上の審査の実施などの指導を行っておりますが、一部の漁協につきましては十分な資格審査が行われていないことから、組合員資格を有しない人が組合員として好ましくない影響を及ぼしている事例もあるというふうに聞いております。

このために、農林水産省としましては、今般、水協法を改正いたしまして、組合員の資格審査の方法を定款の記載事項として明定しまして、それを行政庁が認可することによって資格審査が適正に行われて、組合自治が適正に機能するよう促進することとしたところでございます。

なお、漁協の指導、監督、検査につきましては県が行うこととされておりますが、この検査によりまして、20人に満たない正組合員しかいないことが判明した場合には解散の手続きを取るよう指導していると承知してございます。

次の68ページでございますが、漁協の経済事業につきまして、漁業者から、漁協が組合員に対して不当な圧力を行使して被害を受けている、これは独占禁止法の規定に違反する恐れがあると考えられるが、その見解ということ、また、こういったガバナンスの再構築の必要性などについてということでございます。

漁協が組合員に対して購買事業を通じて購入することを強制させているというようなことが仮にあった場合には、独禁法に違反する恐れがあるということでございますので、こういった場合は事実関係を具体的に把握いたしまして、適切な措置を講じるようにしてまいりたいと考えてございます。

次に、69ページでございますけれども、漁協の情報開示についてでございます。業務、財産の状況に関する説明書類の作成や、組合員や公衆への縦覧が義務づけられているかということでございます。

まず、漁協の業務、財産に関する情報につきましては、原則として組合員、または組合の債権者に対して事業報告を含む決算関係書類を開示すれば足りるものと法定されてございますが、信用事業や共済事業を実施する組合につきましては、それぞれ組合員や債権者にとどまらずに、そういった事業を利用する者がおられるわけでございます。信用事業につきましては、こういった公衆一般に対して、総会資料においては直接に記載されていない業務、財産の状況を記載した説明書類を広く開示していくことによって、組合の事業を利用するか否かについて判断するに当たって必要な情報を提供していく必要があるとい

うことがございます。

共済事業につきましても、員外利用について組合員と同額まで認められるなど、広く普及をしております。漁協の行っている共済事業と密接な関係も持っている国民の関心の下で、一層の経営の健全性を確保していく観点から、組合員、債権者にとどまらずに、契約者、あるいは契約関係にこれから入ろうとしている者等を含む公衆一般に対して、業務、財産の状況を記載した説明書類を広く開示していく必要があるということから、今般の水協法の改正によりまして、これまでの信用事業実施漁協、約 200 ございますけれども、これに加えて、共済事業の実施漁協、約 900 ございますけれども、これにおきましても、業務、財産の状況を説明した説明資料につきまして、利用者等公衆への縦覧（公表）を義務づけたところでございます。

根拠条文につきましては、69 ページから 70 ページについて掲載をいたしてございます。

次に、71 ページでございますが、業務及び財産の状況に関する説明書類に記載すべき事項は、どのように定めているかということでございます。

こういった記載すべき事項につきましては、主務省令で定めるということに法定されてございまして、主務省令としては、現時点では、信用事業に関する命令が規定されてございます。

その内容は、組合の業務、財産の全体の状況を記載することとしまして、具体的には、組合または連合会の概況、組織に関する事項、これが業務運営の組織など 6 項目ございます。それから、主要な業務の内容。主要な業務に関する事業概況及び事業状況を示す経常収益等の指標、それからリスク管理、法令順守の体制、貸借対照表など財産の状況等、多岐にわたる項目について記載をすることになってございまして、これにつきましては、根拠条文を 71 ページの下の方から 76 ページまで付けさせていただいてございます。

次の質問についてでございますが、77 ページにございますが、漁協の業務、財産の状況に関する説明書類の様式が定められているか、あるいは比較可能性についてはどうかということでございます。

様式については定められておりませんが、記載すべき事項につきましては、かなり詳細に定められておりまして、様式が定められていなくても、漁協間での比較可能性は問題ないものと考えてございます。

また、農協や他の金融機関におきましても、様式の定めはないものと承知してございすけれども、記載すべき事項は詳細に定められておりますので、その内容についてもおおむね整合性が取られているというふうに考えてございます。

次に、78 ページでございますが、業務、財産の状況に関する説明書類について、ホームページで公開しているものがあるが、漁協については少数にとどまっているということで、組合員だけでなく、準組合員、貯金者等に対する情報開示のためにもホームページの公開を積極化させるべきと考えるがという話でございます。

規模が大きくて信用事業を行っている組合の中には、こういった業務、財産に関する状

況をホームページで公開しているところもございますが、大半の漁協につきましては組織の規模が小さく、インターネットについて、組合員である漁業者の利用もまだ普及していないといったことから、ホームページも設置していない状況にあるのではないかと考えてございます。

次に、79ページでございますが、漁協の情報開示につきましてですが、連結、キャッシュ・フローに関する状況についての作成及び開示対象につきましてでございます。

連結業務報告につきましては、今般の水協法改正、漁協の健全な運営の確保のために、すべての組合に作成を義務づけております。その公衆への開示につきましては、これまでの信用事業実施組合に加えて、共済事業実施組合においても義務づけたところでございます。

また、キャッシュ・フローにつきましては、農協と同様に、信用事業実施組合に対して、その作成を義務づけるということを、現在、改正作業中の水協法の施行規則で定める予定でございます。

なお、開示につきましては、組合員及び組合の債権者に対して行われることとなります。

次に、80ページでございますが、貸借対照表と損益計算書につきまして、事業区分ごとに財産・損益の状況を示すように義務づけているのかということでございます。

今回の水協法の改正におきまして、事業別の損益管理を行うことによって経営状況を的確に把握させて、その経営改革を促進するために、すべての漁協を対象といたしまして事業別の損益を明らかにした書面の作成、通常総会への提出等を義務づけてございます。

なお、事業区分ごとの財産の状況ということになりますと、これについては会社や農協においても作成されておらず、一般公正妥当な会計基準にも存在していないのではないかと考えております。

次に、81ページでございますけれども、多くの漁協におきまして、信用事業、購買・販売事業ともに赤字であるにもかかわらず、経常利益は黒字となっている。これは事業外収入によって補われているものでありますけれども、その事業外収入の内訳を開示するように義務づけているのかということでございますが、損益計算書におきまして、事業外収益は、受取利息、外部出資に係る出資配当金の受入額、その他の項目の区分に従いまして細分しなければならないこととされておるところでございます。

次に、82ページでございますが、これまでの質問項目の から につきまして、組合員から要求があった場合は当然応じるべきと考えるが、総会または理事会等の決議が必要かということでございます。

決算関係書類につきましては、組合員はいつでも閲覧や抄本または謄本の請求を行うことができるとされておりまして、正当な理由がない限り、これを拒むことはできないとされてございます。

次に、83ページでございますが、漁協の監査につきまして、これは全漁連が行っているが、その系統機関である全漁連の監査では、そもそも外部監査の前提となる監査人の独立

が困難であり、監査人の独立性強化の観点を考慮すると、他の金融業態と同等の効果が期待できるとは言いがたいということで、全漁連監査が外部監査に該当するか否かの見解、それから、全漁連監査を廃止して、他の金融業態と同様、監査法人監査の導入を図るべきということでございます。

まず、信用事業を行う貯金等合計額 200 億円以上の漁協、それから連合会につきましては、法律の規定によりまして、毎年度、貸借対照表、損益計算書、事業報告等につきまして、外部の第三者である全漁連監査を受けることが義務づけられてございますが、この措置は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律によりまして、信用金庫など協同組織金融機関に外部監査が導入されたことを踏まえて、同等の措置として、平成 9 年の水協法改正で措置されたものでございます。

こういった全漁連の監査につきましては、水協法により、全漁連に対して監査に関する権限を与え、義務、責任について、会計監査人の監査と同様というふうに規定してございまして、また、監査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりまして、全漁連の監査を会計監査人設置会社と同様に代表訴訟の対象とするなど、法定の外部監査として行われてございます。

漁協の監査につきましては、漁協の出資者であり、またその利用者である組合員の利益の確保を目的としてございまして、漁協業務に精通した全漁連が真に組合員のための業務運営が行われているかチェックするために、財務諸表監査のみならず、業務全般を監査することになってございまして、監査結果を指導業務に的確に反映させることによって確実な改善を図るということで、監査と指導が一体となってその機能を果たしているところでございます。

このために株主や債権者利益の確保を目的として、投資家である株主等に対して開示される経営情報や配当の原資である株主資本等変動計算書等の適法性をチェックするための財務諸表の監査を行う会社等の監査とは、その機能を異にしていると考えられます。

次に、85 ページでございますが、組合員の意向によって監査法人監査を選ぶことができるようにすべきということでございますが、全漁連が行う漁協の監査につきましては、漁協の出資者であり、その利用者である組合員の利益の確保が目的となっておりまして、漁協の業務に精通した全漁連の業務運営が的確に行われているかチェックするために、財務諸表監査のみならず業務全般を監査することになっているわけでございます。

また、監査結果を指導業務に的確に反映させることによって、監査と指導一体となって機能を十分果たしているということございまして、監査法人監査の導入の必要性はないものと考えてございます。

次に、86 ページでございますが、手数料の弾力化ということで、まず、卸売業者の手数料につきまして弾力化されるということでございますが、これにつきましては、担当の総合食料局の方から流通課の笠原補佐が出席しておりますので、笠原補佐の方から説明をいたします。

笠原課長補佐 総合食料局の笠原でございます。よろしく申し上げます。

御質問の手数料の弾力化につきましてですが、平成 21 年 4 月から、卸売業者の機能・サービスに見合った手数料を徴収できるということで、卸売手数料が弾力化されることについて、漁業者にどのようなメリットが生じるのかということでございますけれども、御承知のように、現在、卸売業者につきましては、提供いたします機能やサービスの違いにかかわらず、市場開設者が定める業務規程において全国一律にその水準が定められているところでございます。

今般、卸売業法を改正いたしまして、平成 21 年 4 月からは卸売業者が機能・サービスに見合った手数料を徴収できるように弾力化したところでございます。このことによりまして、市場関係者間におけます健全な競争、あるいは市場外流通との競争力の強化を図って、生産サイド、あるいは消費者サイドの期待により一層応えられる市場流通システムに転換を図ろうとしているところでございます。

この弾力化によりまして、卸売市場間、あるいは卸売業者間におきまして、産地のニーズに応えるための競争が積極的に行われることを期待しておりまして、この結果、産地の水産物供給サイドにおいては、卸売業者、あるいは卸売市場のサービスの内容等を踏まえて、卸売市場、あるいは卸売業者間の選択が可能になるというメリットがあるだろうと認識しております。

石川課長 次に、87 ページにもう一つ質問項目がありますが、漁協の事業の中の販売事業につきまして、漁業者の委託を受けて受託販売をするのが大半で、手数料が収入源となっているということで、手数料収入に依存してリスクを取っておらず、漁協が組合員に奉仕する本旨から離れて組織的な利益を追求していることにほかならないと考えられるということでございますが、そのために卸売手数料の見直しに併せて漁協の手数料の在り方について検討すべきということでございます。

漁協の組合員が当該漁協に漁獲物の販売を委託するか否かというのは自由となっておりまして、かつその手数料の決定は漁協の総会等で組合員みずから定めているものでございますので、行政庁の方で関与して、どうこうしろということではないのではないかと私どもとしては考えてございます。

以上、漁協の考え方等につきまして、いただきました質問等についての御説明でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局 ありがとうございます。

先生方、よろしく申し上げます。

本間専門委員 どこから行きますかね。漁協のお話で、67 ページ、漁協経営の透明化、健全化ということで、要するに資格認定のところで、「好ましくない影響を及ぼしている事例があると聞いている」、これは、もう少し具体的なお話があればお聞かせ願いたいんです。そういう事例があった場合に、解散手続を取るよう指導しているということなんだけれども、具体的に事例があったところにおいては解散されているのかどうかという、

その辺りをちょっとお聞かせください。

木島指導室長 水産経営課の木島でございます。よろしくお願いいたします。

今、御質問の点でございますけれども、具体的に申しますと、例えば福岡県におきまして、実際に養殖なり漁業を行っていない方が組合員になっていた。それが県の調査によって明らかになったものですから、県がその漁協に対して解散の指導を行い、実際に解散しているという事例がございます。

あと、ほかの県におきましても、資格審査を厳しくすべきだというふうな声がございますものから、実態の把握に努めているというふうに聞いております。

本間専門委員 県の調査というのは抜き打ちなのか、定期的なのか、その辺りは。

木島指導室長 年に1回ぐらい、必ず県が各漁協の検査を行っておりまして、基本的には定例で行っているということです。

盛田専門委員 解散だけですか。合併みたいなことは。

木島指導室長 基本的には解散でございます。これは法律で20人未満であれば解散ということになってございますので、20人未満であることがわかれば、そこはもう解散。

盛田専門委員 明らかになった時点で、もう選択の余地はないわけですか。

木島指導室長 ただし、漁協の方でも、実際に漁業権を持っていたり、いろいろ事業を行っているところもございますので、漁協の資格審査によって少なくなってきました、例えば高齢化が進んで、実際に少ないという場合には、隣の漁協と合併しましょうということもございます。

盛田専門委員 実際的にはそっちの方はどうなんですか。

木島指導室長 そっちの方はかなりあると思います。実際に水産庁といたしましても、漁協の経営の基盤の強化という点で合併を推進しているところがございますから、そういう点も含めて、できるだけ小さな漁協ではなくて、大きな漁協でやってくださいということで合併を推進しているところがございます。

盛田専門委員 そうすると、実際は解散まで行った事例というのはほとんど少数ということですか。

木島指導室長 今のところは余りございません。ただ、今般、ここに書いてございますように水協法を改正いたしまして、資格審査を厳格にやってくださいということを法律で決めたものですから、県の方でも、これは県の指導によるところがございますけれども、資格審査が厳格に行われ、この法律に規定される組合員さんより少ないという場合には、解散もしくは合併ということは進んでいくんだと考えております。

盛田専門委員 いずれの県も大体1回監査というか、検査をやられているんですか。

木島指導室長 勿論年1回やっております。

盛田専門委員 どんな形の検査が主流なんでしょうか。書面上なんでしょうか。

木島指導室長 実際にそこに出向いて、県の職員の方が帳面を見たり、どういうふうに資格審査が行われているのかということを確認したりということで。

盛田専門委員 実地に。

木島指導室長 はい、行ってやっているというふうに聞いております。

盛田専門委員 ありがとうございます。

本間専門委員 解散した場合に、漁業権の取扱いはどういう形になるのでしょうか。

木島指導室長 漁業権は、基本的には、例えば隣の漁協さんと一緒になりますよというふうな場合には、そこに移る。漁業権自体も設定されておりますので、合併した漁協の漁業権を管理する。

本間専門委員 合併したときはわかるんですけども、全く解散で宙に浮いたといいますかね、漁業権が空いてしまったような場合は水産庁としてはどういうことを。

木島指導室長 そういう場合は。

棚倉課長補佐 漁協が解散したからといって直ちに漁業権が消滅するわけではございませんので、清算手続の間は漁業権も存在します。ですから、その間に、組合員としては漁業を継続しておりますので、他の組合、合併しようとする組合の組合員に入っていくという形で継続していく。その後、隣接の組合は消滅する組合の漁業権を継続するといえますか、申請し直す。

本間専門委員 それは買い取る形になるんですか。

棚倉課長補佐 漁業権というのは基本的には知事の免許制度でございますので、新たに知事が隣接組合に対して漁業権を免許するという手続になるかと思えます。

本間専門委員 そこは実際問題としてはお金は動かない。

棚倉課長補佐 基本的には。

本間専門委員 動かない。

棚倉課長補佐 はい。

事務局 済みません、今のは合併したときに漁業権が移るお話ですね。

棚倉課長補佐 合併しなくても、漁業協同組合というのは、組合員になれるわけですから、解散する漁業協同組合の組合員が隣の漁業協同組合に加入していく。漁業協同組合としては、隣の組合が実質そこまでカバーしていくという形になるのが慣例です。

盛田専門委員 いわゆる清算手続が終了するまでには、漁業権としては存続する。

棚倉課長補佐 そうです。

盛田専門委員 清算手続が完了した時点で一旦消滅するというふうに考えていいんですか。

棚倉課長補佐 実質的には漁業権を返上するといえますか、消滅手続を組合側が取る。解散に合わせてですね。

盛田専門委員 やらない限りは、一応、権利としては残るという形なんですか。

棚倉課長補佐 はい。

盛田専門委員 それは県が言ってみれば解散を指示するのか、指導するのか、命令するのか、よくわかりませんが、そういう県の関与というのは特にないわけですね。召し上げ

るみたいな。

棚倉課長補佐 あくまでも漁場計画の一つということにとらえられることになるかと思いますが。既存の解散する組合というのは、組合員がまだいますので、現実漁業やっていますから、その漁業をどうしていくかということにとらえられて、隣の組合に入って漁業を継続したいという意向があれば、当然隣の組合はその漁業権を取得する手続を取ることになりますので、そういう意味で実質的に移転する。

石川課長 大体、現実的には、そこで漁業を営む組合員が免許が消滅することになって影響を受けるのは大変だということで、県の方でもいろんな形で、大体の部分は合併による承継で救われるようにということを指導していると思います。どうしてもそれを引き受ける、合併する相手がいなくて、消滅してしまうということになった場合は、それは一旦漁業権を返上していただいて、改めて別の個人なり、あるいは団体なり、企業なりといったところから申請を受け付けるということになります。いずれにしても、そこで免許がなくなって漁業を営む人が迷惑を受けることにならないようには配慮されています。

盛田専門委員 トランスファーではないということですね。とにかく違う漁協に編入する。

石川課長 そうですね。制度といたしましては、免許がなくなってしまって休業してしまえば、それは休業の届出をさせていただいて、それは原簿にも登載するような形になっています。

盛田専門委員 68ページのところなんですけれども、「事実関係を具体的に把握し、適切な措置を講じて参りたい」とありますが、事実関係を具体的に把握するための、例えば申出の窓口とか対応組織というのは具体的にはあるんですか。

木島指導室長 ここに書いてございませぬけれども、漁協の実際の、先ほど申しましたような検査ですとか指導というのは県がやってございます。県の方に、例えばそういうふうな事案があって迷惑をこうむっていますよというふうに組合員さんの申出があれば、ここはやはり県としてもその実態を把握し、また私どもの方にそういう情報が入ってくれば、当該県に対して十分調べてくれというふうな指導をすることになるかと思います。

盛田専門委員 要は、特段なければ、独占禁止法の所管官庁の方に行くという、そういう流れというふうに理解してよろしいんですか。

木島指導室長 そうですね。

盛田専門委員 なるほどね、わかりました。

本間専門委員 ちょっと後の方になるんですけれども、例えば80ないし81ページで、つまり、通常の信用事業等々のところが赤字で、経常利益では黒字となっている。それは細分することになっているということなんだけれども、実際はその他というのがあるわけですね。

棚倉課長補佐 はい。

本間専門委員 個別の事例を把握していなくて恐縮なんですけれども、いろんなまとま

った統計を見ると、やはり信用事業等々があれで黒字化しているところの部分というのは、憶測で言うと、例えば漁業権の補償金だとか等々あると思うんですけども、その辺りは水産庁としてはどういうふうな把握をされているのか。細分化したところの中身をもう少し知りたいなというところなんです。

木島指導室長 そこは実際に補償金の問題、いろんな事業外利益があるんだと思っております。例えば補助金をもらっているところもございましょうし、手数料収入みたいなものもあるんだと思っておりますけれども、そのうち具体的に、例えばダムなり埋立てなりで、どういうふうなお金が動いているのかということについては、これはやはり民話の話でございますので、具体の数字については私どもとすると承知していないということです。

本間専門委員 例えば事業収益のトータルの赤字に関しては、指導だとか、あるいは何らかの措置といたしますかね、そういうことは行っているのか、それともトータルで見たら黒字でやっているからいいんではないのという話なのか。

木島指導室長 やはり先生おっしゃるように、事業外の利益について、そこはテンポラリーなものであると考えざるを得ない部分は当然あると思いますので、事業利益で黒字化を目指すというのが基本だと思っています。例えば事業所の収入をできるだけ増やすようにする、支出をできるだけ減らすようにする。例えば事業所を減らすとか、人を減らすとか、あとは合理化を図るとかいうところで事業内の利益を増やしていくというのは、私どもとするとかなり言っているつもりはございます。

本間専門委員 それは具体的にどういう措置といたしますか、通達といたしますか、そういうのは行われているんですか。

木島指導室長 そこは、具体的にこうせい、ああせいというのは、ヒアリングの場ですとか、漁協さんの場合は基本的に先ほど申しましたように県がやることになっておりますけれども、漁連さんですとか、大きな組織の場合には国が関与する場合がございますので、そういうところについてはヒアリングを行って、決算書を見て、もっと経営の健全化を図るようということ強く指導はしているつもりでございます。

本間専門委員 率直なことを言うと、事業外収益があるために、結局、事業そのものの効率化が図れないというか、そういう部分と、それから、透明性の確保という意味では、何らかの形で事業外収益そのものが、おっしゃったようにテンポラリーなものか否かの判断も含めて、何かもう少し情報開示といたしますか、そういう方法がないのかなというふうには、我々としては思ったんです。

木島指導室長 そうでございますね。先ほど課長の方から御説明いたしました、特に信用事業とか、一般の方がかかわってくるような事業を行っているところは、ディスクロージャーと申しまして、一般の方に、こういうふうな経営状況でございますということはかなり詳細には公表してございます。先ほど申しましたように、ただ、それだけではなくて、例えば合併を進めるですとか、経営基盤をできるだけ強化するように、そこはいろいろな場を通じて、漁協に対して、また全漁連に対して強く指導はしているつもりではご

ざいます。

盛田専門委員 ちょっとよろしいですか。その点なんですけれども、そもそも論みたいな話になってしまうかもしれないんですけども、漁業権というのは、言ってみれば歴史的に形成されてきて、地域住民が漁業をやることによって営みをやったという、そういう歴史的な発生経緯があると思うんです。そういう意味では、それがどれほど公のもので、どれほど個人に属するものかというのは微妙なところがあると思うんです。先ほどは国民の関係というふうにおっしゃいましたけれども、そここのところの整理が難しいには難しいんですけども、もし漁業権に対する何らかの補償が行われるということになれば、それはそれである意味、含み資産みたいな意味があるわけです。それぞれの漁協なり、個人単位なのかもしれませんけれども、そういったものは何らかの形でこれまで、水産庁さんがやられたかどうかは別にして、そういうものを検討したというか、ある程度試算したという例はあるんでしょうか。

木島指導室長 つまり、漁場価値の試算ということですか。

盛田専門委員 そうですね。

木島指導室長 私どもは少なくともそういうことはやったことはないですね。いろんな場合があると思うんですけども、漁業補償する場合には、払う側、つまり実際に補償する側が十分な試算を行って、これはどういうふうな操業が行われており、どの程度もうけがあって、それによってどの程度損失を受けるのかというところを、そこは十分な試算の上でやっている。実際にそういうふうな試算は当然、漁業の実態、だれが操業しているのか、どういうふうな漁業が行われているのか、あと、資源の状況はどうなっているのかというところですべて変わってくると思いますので、そこはなかなか一概にこれはこうだということとは言えないんだと思います。

盛田専門委員 農協の場合はそういうものはないわけです。漁協の場合はそういうものがあって、国なり政府の機関が何か事業をやるときに補償するという場合もあるわけです。そういう場合は、政府なら政府なりの試算の根拠というか、方式をお持ちだと思うんです。

石川課長 漁業補償については、どういう考え方で補償をしているのかということになるんですが、これは漁業権という権利に対して補償をするということではなくして、漁業権に基づいて、実際に漁業者の方が例えば船を買うとか、漁具を設置するとか、そういったもろもろの投資をしておりますして、そういったものが今後、権利に基づいて数年間にわたって操業していく。当然そういう権利を持っていらっしゃるわけですけども、それらに対して、例えば埋立てなどをやることによって、その投資の回収ができなくなるということに対して補償をしますという考え方に立っております。個々の漁業権そのものに対して、権利そのものに対して補償をするという形にはなってございません。

盛田専門委員 それは、例えば漁獲が何割減って云々というのではないわけですね。

石川課長 勿論、漁獲が減るといのは一つ効果として把握はいたしますけれども、その漁獲をするに当たって、漁業の場合、最初にかなり初期投資をさせていただきます。漁船で

すとか、漁具ですとか、さまざまな形の。操業できなくなることにより、投資の回収が不可能になる分、また、収入が今後得られなくなる分、これらについて補償することになってございます。

盛田専門委員 ありがとうございます。

本間専門委員 最後に、外部監査といいますか、83ページ以降、これは農協の方でも相当地に農水省さんと議論しているところなんですけれども、よくわかっている全漁連が監査と指導を一体化していることは望ましいというお立場ですね。我々としては、ここがやはり問題なんではないかということで、特に公認会計士等々からのヒアリング、別の流れのところで聞いている会議なんですけれども、やはり監査と指導は分ける話であって、指導する立場にある者が監査をやるというのは、会計論上、好ましくないということをきちんとおっしゃるわけです。

漁協の経営といいますか、流れとしてはわからないでもないんですけれども、こういう問題点があるから、会計的にこう直せよと、会計的にここがおかしいから、これだけになっているんだということを、指導する立場で会計上の把握をしておくことが大事だということは、そこはわかるんですけれども、監査となった場合には、中での話と同時に、やはり外への説明責任といいますか、そういうことが今、求められている時期だと思うんです。したがって、原理原則的なことから言えば、やはりここは分けて考えるという方向を持たなくてはいけないのではないかなという我々の基本認識があるんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

木島指導室長 そこは、先生おっしゃることも私どもよくわかっておるつもりなんですけれども、ただ、実際に漁協の経営というのは、単に会計上の監査だけではなくて、非常に専門性が要る。全漁連におきましても、当然ながら公認会計士の方も実際中におりますし、会計上の問題、それから経営上の問題、漁業の指導上の問題、これはやはり全体として、こういうふうなやり方で漁協の経営を健全化してくださいというところが、漁協における監査のあるべき姿ではないかなと思っているものですから、そこに単に外部、会計法人が監査をして、うまくいくのかというところは若干、私どもとすると、どうかなというのがございます。

本間専門委員 お話のところは指導という意味ではよくわかるんですよ。会計法人が行った監査を受けて指導することが望ましいという、そういう立場なんです。

盛田専門委員 考え方としては、合理性ということでもし考えてみますと、これはお書きになっているように、現在では監査法人も責任を全うしなかった場合は責任を問われるようになってきているわけです。だからいいんだという書き方になってはいますが、私は逆だと思うんです。だからこそ、全漁連みたいな、ある意味、民間の組織でありながら、しかし、かなり全国的な重要な役割を果たしている組織が、万一、何らかの問題が起きて責任を問われることによって、その組織の存続が危うくなったらどうするのかと、逆に私などは考えてしまいます。

だから、合理性ということと言うと、監査のところは外部の監査法人に任せて、確かに業界業種によっていろんな特徴がありますから、それにある程度習熟していただく、そのためのいろんな準備、研究会をやっていただくことは必要かもしれませんが、そういうことをやった上で監査法人に客観的にやっていただいて、その情報を基に全漁連が指導するというのは何ら問題ないし、逆に言うとリスクからフリーになるわけですから、ある意味合理的ではないか。

これは水産行政にかかわる分野だけではないので、農業も同じことが言えるんだろうとは思いますが、恐らく組合員の利益にとっても、ちょっと言葉は悪いですが、多少利害関係人的なところがやって、なあなあでやるよりは、きちんと組織の財務状況を本当に公正に把握してもらった方が、組合員としても、傷が大きくならないうちに発見してくれる、こういうことが言えるんじゃないかなと思うんです。

そういう意味では、この辺りは確かにおっしゃることもよくわかるんですが、ただ、本当の利益ということを見ると、あるいは合理性ということを見ると、ちょっとここは要検討かなと個人的には思うんですけれども、いかがでしょうか。

木島指導室長 お言葉を返すようで甚だ申し訳ないんですけれども、今の全漁連の監査は、確かに全漁連というのが漁業系統内の組織であるということは否めない事実があるんですけれども、ただ、私どもといたしますれば、指導、また外部監査を受けて、それを受けて全漁連がまた指導をするということ、これは二度手間になる恐れもあるんじゃないか。つまり、余計に多くの方の手間がかかり、お金もかかってしまうこともあるかもしれない。そうした場合に、よくわかっている人間が、中に先ほど申しましたように公認会計士、専門家である方も入って、十分な議論を尽くし、監査を行って、それを踏まえて総合的な指導を行うということの方が、実は合理的ではないのかなという感じもしたものですから、先ほどもおっしゃられるように、全漁連に何かあったらどうするんだという話は確かにあるのかもしれませんが、そこはさておいても、今の状況で基本的には非常にうまくいっているのかなというふうに思っているものでございます。

本間専門委員 では、時間ですので。

事務局 済みません、何点かだけお願いします。

まず、情報開示のところなんですけど、69ページに、組合の事業を利用するか否かについて判断するに当たっては、必要な情報を提供していく必要がある、これは公衆一般に対してもそうだという観点から見直しが行われているということは非常に理解ができるところなんですけど、であるならば、80ページ、要は損益計算書の方の事業区分はしますが、貸借対照表の事業区分はしませんということだと思えます。

これは一般預金者から見ると、お金の使い方はわかるんですが、管理の仕方がまるっきりわからない。要は信用事業の方でどれくらいお金が管理されていて、それをどのように使われているか。どのように使われているかの方は分けられて開示されていますけれども、どのように管理されているかというのはごっちゃになっていて、これは会計士であるプロ

でもわからないという状況ですということなので、分けて表示すべきだというふうに書いております。

こちらについては農協に対しても引き続き求めていきますし、これはあくまで損益計算書を区分しているから、これでいいだろうということでは決していないと思います。片手落ちだということを行っているつもりでございまして、その点については農協の情報開示でも引き続きやっていきますし、漁協についてもこれでよしということにはならないだろうと思いますというのが1点目でございます。

次に、2点目なのですが、81ページ、信用事業、購買事業、販売事業が赤字で、経常が黒になっていると、これは非常にゆゆしきことだと思っております。信用事業が赤字だということは、預金者から見れば預金をき損させているということです。預金をき損させていることについて、補償金でそれを賄っているということであれば、預金事業としては非常に問題です。

その問題を監査で指導されていると先ほどおっしゃいましたけれども、それが今うまくいっているということは決してあり得ないと思います。実際に預金者から見て、預金保護が図られるのは1,000万まででございますから、それ以上やっている人の預金がき損されるということがあり得るならば、決してこの監査というのはいまはうまくはいっていないだろうというのが2点目です。

3点目ですが、まさに先生方おっしゃった監査のところなんですけれども、おっしゃられることは、業務監査と会計監査を一緒にして、ごっちゃに考えられていて、それで全体、漁業経営に精通した方がやるべきだという理由は理屈だと思いますが、国際基準にのっとる会計では、会計監査と業務監査をきっちり分けるべきだと言っています。ですから、会計監査にすれば業務などを知らなくていいんです。会計法だけにのっとってやっていただければいいというのが会計基準ですから、その点、業務監査と一緒にしてしまうと、そこを会計基準にのっとってやっている会計の実態というのをある意味でゆがめてしまう可能性もありますし、そういう意味ではきっちり会計監査というものを分けてやるべきだという趣旨で質問を書いておりますので、決して業務監査のところをどういうふうにするかという趣旨ではこの質問は書いておりませんので、その点、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本間専門委員 これは引き続き議論させていただければと思います。

では、次。

石川課長 2番目の国際競争力の確保等についてということで、29ページでございますけれども、出席者を入れ代わらせていただきます。

お待たせして申し訳ございませんでした。

29ページでございますが、漁船の建造の関係でございますけれども、漁船の建造に対して制限となる規制についてということでございます。

漁船法という法律がございまして、ここでは漁船の建改造時に限って当該漁船が建改造

許可事項と一致していることを確認するための認定制度がございます。

なお、漁船法上、漁船の建改造に際しての規制ということでございますが、長さ 10メートル以上の漁船については、大臣または知事の建造許可を要する。

動力漁船の性能の基準に適合することとなっております、この基準は幅と深さの比、推進機関の馬力数の制限、制限装置について規制をしている。

それから、建造の申請に係る起業の認可を受けていること、その他その漁業に必要な許可、これは漁業を営むための許可を得ているか、あるいはその他の処分の見込みがなければ建造することができないとされてございます。

30 ページでございますが、漁船の建造については、国際的には長さ制限が一般的であると聞かれますが、我が国でトン数制限を課している理由、また、国際基準に照らして我が国独自に課しているその他の規制があればということでございます。

我が国の漁船漁業においては、漁業法に基づいて漁業管理の側面から、漁船の総トン数を漁獲努力量の指標として用いております。これによる許可制度を敷いておりますが、その理由としては、総トン数は、獲った魚を入れる倉庫である魚倉の容積や網の積載能力、網を揚げるときの揚網能力の上限を規定することになっておりまして、漁獲努力量の管理には適切な指標と考えてございますが、長さについては、漁船の長さが同じでも 2～3 倍のトン数の違いが生じる。細い船であるのか、ずんぐりむっくりの船であるのかということで、かなりのトン数の差が出てくるということでございます。漁獲能力を適切には反映しなくなって、指標として用いることは適当ではないと考えてございます。

小型の漁船より大型の漁船の方が更にトン数の拡大幅が大きくなりまして、沿岸漁業と沖合漁業との間の調整問題のみならず、漁船規模の異なる漁業間の調整問題も新たに発生する恐れもあるということでございます、長さではなく総トン数を指標として用いております。

なお、漁船の建造については、国際的に船の安全基準の指標としては船の長さを用いることもございますが、水産資源・漁業管理の観点からは漁業許可の際にトン数制限を同時に行っていると聞いてございます。

また、国際基準に照らして、我が国独自に課しているその他の規制というものは存在してございません。

31 ページでございますが、漁船の検査について、建造時及び建造後の検査内容及び検査頻度についてでございます。

漁船の建造許可制度の実効を確保するために、工事完成後の漁船が許可事項と一致していることを確認するための認定制度がございます。主な確認項目は、漁業種類、用途、操業区域、主たる根拠地、船体、推進機関でございます。

漁船登録制度は漁船の実態を正確に把握することが目的で、漁船登録票の内容と登録漁船の実態が一致していることを確認するための検認制度がございます、この検認は 5 年ごとに行われております。これはまさに登録票の中身が実態と一致しているかどうかを確

認しているわけでありませけれども、船名、所有者、使用者、漁業種類等、ここに書いて
いるような中身を確認するだけでございます。

一方、船舶の安全性を確保するために、船舶安全法に基づく船舶の所要設備等の検査を
国土交通省が実施してございまして、この検査頻度は、20トン未満の船舶においては定期
検査が6年ごと、中間検査が定期検査後3年目。また、20トン以上の船舶においては定期
検査が5年ごと、中間検査が定期検査後の21～39か月目に行われることになってございま
す。主な検査項目としては、船体、機関、救命設備、消防設備、航海用具などの状態とい
うことになってございます。

また、海洋汚染防止法に基づいて、400トン以上の比較的大型の船舶を対象に、ビルジ、
これはエンジン等で発生する油濁排水でございませが、などの排出防止装置などの検査を
国土交通省が実施してございます。これは定期検査が5年ごと、また中間検査が、国際航
海に従事する船舶につきましては条約に基づいて毎年、その他船舶においては定期検査後
の21～39か月の間ということで、主な検査項目としては、ビルジ等排出設備、ふん尿等防
止設備、推進機関などの状態となつてございます。

32ページでございませが、漁業者から、費用負担が多たであることから、検査頻度の見
直しを求める指摘があるということございませが、本件については、今、御説明いたし
ましたとおり、国土交通省所管の船舶安全法と海洋汚染防止法に基づく定期検査及び中間
検査への指摘というふうを考えてございませ。

なお、漁船法については、建改造時に限つて、当該漁船が建改造許可事項と一致してい
ることを確認するための認定制度がある。

33ページでございませが、参入規制ということ、養殖業、定置網漁業の漁業権は、免
許の優先順位が大きく分けて、漁業者・漁協等が1、漁業生産組合等が2、3が普通の個
人、法人となつているということ、免許の優先順位を設けている理由、また、普通の個
人、法人の優先順位が低くなつている理由ということございませ。

まず、定置漁業権については、自ら定置漁業を営む者に適格性が認められているとい
うことございまして、これは先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、自営が原則
ということ、漁協による管理は認めないで、知事が優先順位に従つて免許することにな
つてございませ。

その優先順位は、地元漁民の属する世帯が多数参加する地元自営漁協、漁民会社、これ
は株式会社を含みますが、その優先順位が高くなつてございませ。

なお、同一の優先順位の者がいる場合には、知事が地元漁民の経営参加とか雇用条件な
どを勘案して免許することとなつております。

こういったこととなつておりますのは、定置漁業が一定の海域を占有いたしまして地域
資源を利用するものでございませるので、沿岸の釣り、はえ縄ほかの漁業と競合する関係に
あるということ、その免許に当たつては、定置漁業によって操業を制約される地元漁民
で構成する漁協等を優先することとしているわけございませ。

次に、特定区画漁業権、先ほど申しました漁協の管理が原則となっているものですが、これにつきましては、管理をする漁協が最優先ということになります。その他の場合、管理漁協がない場合は、地元漁民の属する世帯が多数参加する地元自営漁協、漁民会社が優先順位が高いということになってございます。

なお、同一の優先順位については、先ほどと同じように、知事が地元漁民の経営参加や雇用条件等を勘案して免許するということになってございます。

特定区画漁業権というのは一定の海域における地域資源を利用するものでございまして、限られた水面を総合的に利用する必要があるということで、資源や地域の状況に精通している地元漁民で構成する漁協等に優先的に免許を与え、自主的に管理していただくという制度でございまして。

次に、34ページから参考資料を付けさせていただいております。これは今、説明いたしました免許の優先順位について具体的に、第1順位から第3順位まで、どうなっているかというのを書かせていただいております。

35ページは先ほど御説明いたしました漁業権についてでございます。

36ページは「特定区画漁業権への新規参入の例」ということで、こういった漁協が管理いたします特定区画漁業権につきましても、最近、大手企業が現地に子会社を設立しまして、当該子会社が特定区画漁業権の免許を受けている漁協の正または準組合員となった上で、当該漁協が制定した漁業権行使規則に基づいて養殖を実施するという事例が書いてございます。ここにございますように、クロマグロですとか、ブリですとか、こういったものにつきまして、それぞれ各地で参入をされている事例があるということでございます。

37ページでございますが、養殖業、定置網漁業の漁業権の行使状況がオープンに情報開示されているかということでございます。

漁業権につきましては、漁業法上、物件とみなされることから、土地に関する規定を準用することとなってございまして、養殖業及び定置網漁業の漁業権の設定等につきましては、当該漁業権の免許権限を有する各都道府県の免許漁業原簿に登録することとなっております。

また、政令の規定によりまして、この免許漁業原簿につきましては、何人も謄本等の交付、閲覧の請求を行うことができることとなっております。

また、漁業権の免許を受けた者による行使状況の実態につきましては、各事業者が受けた免許が相続された場合、休業による取消しがあった場合等には、その都度、免許漁業原簿に登録をすることとなっております。

また、養殖業に関して、免許を受けた漁協等が組合員に当該漁業権の内容たる漁業を営ませる場合につきましては、漁協等の組合員による行使の実態までを情報開示する制度はございませんけれども、20年度予算で予算要求しておりまして、先ほどもちょっと御説明いたしましたが、養殖漁場利用に関するデータベースの構築を今、要求して計画しているところでございます。

38 ページが漁業法、漁業登録令の根拠条文でございます。

39 ページでございますが、漁業権の設定を受けようとする者が免許を受けるまでのプロセスということで、これが透明性があるものとなっているかということでございますが、漁業権については、すべて行政庁の免許たる行政行為によって設定される権利でございます。その他の原因により漁業権を原始取得することはできないことになっております。

そのため、漁業権の免許プロセスにつきましては、漁業法上、漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事等が行う漁場計画、まずは知事が漁場計画を定めまして、それを公示する。それに基づきまして、知事に対して免許を申請することになってございます。

知事は、免許に関して、海区漁業調整委員会へ諮問をすることになってございまして、海区漁業調整委員会の答申を受けた知事は、申請者の適格性、優先順位等の審査を行って、免許または不免許を決定することとなっております。

この海区漁業調整委員会の会議につきましては、公開して議事録を作成して縦覧に供することとなっているわけでございます。

40 ページが漁業法の根拠条文でございます。

41 ページが、今、御説明いたしました免許設定までの流れ、フローを図示したものでございます。

42 ページでございますが、漁業調整委員会の構成員割合及び選定方法についてということでございますが、漁業調整委員会には、海区調整委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会という3種類がございます。

海区漁業調整委員会というのは、大臣が定める海区に設置されるということで、今、64海区に設定されております。

連合海区漁業調整委員会につきましては、複数の海区の区域を合した海区ということで、現在、44の海区に設置をされております。

広域漁業調整委員会というのは、太平洋、日本海・九州西南域及び瀬戸内海に設置をされております。

各漁業調整委員会の構成員とその選定方法についてですが、海区漁業調整委員会は、原則として15人の委員で構成されることになっておりまして、うち9人は選挙で選ばれた漁民、6人は知事の選任による学識経験委員及び公益代表委員となっております。

連合海区漁業調整委員会は、各海区漁業調整委員会の委員の中から選出される各同数の委員により構成されることになってございます。

広域漁業調整委員会につきましては、各海区漁業調整委員会の委員が県ごとに互選をした代表者各1人、大臣が選任した学識経験者3人並びに太平洋及び日本海・九州西広域漁業調整委員会におきましては、大臣が選定した者7人で構成をされております。

43 ページから 44 ページにかけましては、これらの根拠法でございます。

45 ページでございますが、漁協の資格要件となっている従業員数や漁船規模などの見直しを行って、漁業振興に貢献する能力と意欲を有する者にも組合員資格を与えることによ

って、漁協などへの投資や技術移転が促進されると考えるがということでございます。

漁協につきましては、中小零細な漁民、これは漁業を営む個人等でございますが、その経済的社会的地位の向上等を図るための活動を行う協同組織という位置づけとなっております。これによりまして、漁民を中心とした組合員のための直接の奉仕ということが目的となっております。

漁協の組合員資格について、漁協への投資や技術移転の促進のためにその要件を見直すべきという考え方につきましては、漁協は相互扶助の精神に基づいて、説明いたしましたような目的を達成するための共同組織でありますことから、適切ではないと考えております。

ただ、実際には、大手水産会社が、先ほどもちょっと御説明いたしましたように、子会社を現地に設立して円滑に事業を行っている例は各地で見られているところでございます。

46 ページでございますが、現在、経営体数及び就業者数が一貫して減少して、就業者の高齢化も進んで、後継者不足に直面している。このような状況から脱して、生産性の大幅な向上と産業としての競争力を回復するために、免許の優先順位を廃止するなどの競争環境を整備して、個人、法人を問わず漁業に意欲のある者などの操業や参入を積極的に促していくべきということでございます。

養殖業や定置漁業のような漁業権に基づく沿岸漁業への新規参入につきましては、漁協への組合員としての参加、あるいは地元漁業者と共同経営すること、こういったさまざまな道が開かれているところでございまして、これまでも各地域で新規参入が実際に行われている例があるということでございます。

また、特定区画漁業権のような組合管理漁業権につきましては、これは免許を持つことと、漁場を管理することと、それから漁業を営むことが分離をされておまして、漁協自身は漁業を営まない、漁業を営む者が漁協の定める漁業権行使規則に定められた資格を有する組合員という位置づけになっているわけでございます。

もとより、漁業を営むに当たっては、自然の恵みである水産資源を持続的に利用することが不可欠でございまして、このために新規参入に当たりまして、水産資源の収奪的、枯渴的な利用を招くことがないよう適切な資源管理が行われること、限られた水面が多種多様な漁業者によって総合的に利用されることという観点から、十分な調整を図ることが必要と考えてございます。

このようなことから、養殖業や定置漁業については、漁業権の免許に当たって優先順位を設けているところでございまして、参入規制を撤廃して新規参入者に広く付与する仕組みとすることにつきましては、地先水面の環境や生態系に精通した地元漁業者の主体性を重んじた資源管理活動、こういった現行の仕組みが損なわれて、水産資源の持続的利用の確保ができなくなるのではないかと。あるいは短期的な投資と収益性重視の運営によって水産資源の収奪的、枯渴的な利用を招きかねないのではないかと。あるいは漁業法が目的とする漁業調整を円滑に行いつつ、水面を総合的に利用することによって水産資源の持続的な

利用を確保することに反するのではないかとといった恐れがあるのではないかと考えてございます。

また、沿岸漁業につきましては、日本は地先のさまざまな漁業に対応するために漁業権制度によって海域として管理しているのに対しまして、諸外国は個別の許可制によって個々の漁業・資源ごとに管理を行っているという違いはございますが、一定の参入規制を行っている点については同様だというふうに考えております。

48 ページは、参考でございますけれども、漁業管理制度の必要性ということで、今、説明をいたしました漁業権、あるいは許可制度に基づく制度がどうしても必要なのかということで、図示などで御説明をさせていただいているわけでございますが、同じ水面についても、各種漁業が複合的に行われるという状況になっていて、こういった高度な漁場利用を可能にさせるための調整、その結果としての許可、免許といったものが必要になってくるということでございます。それを図示をさせていただいたものでございます。

49 ページが、先ほどちょっと同じような資料で説明させていただきましたが、我が国の漁業管理制度の仕組みと基本的な考え方について、各種のインプット、テクニカル、アウトプットのコントロール、それから関係漁業者の話し合いに基づく資源回復計画などが法的に行われて、実施をされていると、そういうことが図示してございます。

次に、50 ページでございますが、これも先ほど見ていただいた資料の中にもございました。漁業管理制度の仕組み、免許の実態でございます。

51 ページは、漁業の種類のご概略でございます。

52 ページが、漁業管理制度について、沿岸漁業において漁業権制度がとられて許可制度がとられていない理由でございますが、漁業者の数が大変膨大な数であること、また、多種多様な漁業が行われていることから、漁業者ごとに個別に許可を与えるとした場合には膨大な許可件数となる。また、各種の漁業調整や資源管理を行政が直接行うことになることで、多大な公的管理コストが必要となるということでございます。

このために、漁業者の組織する漁協に漁業権として免許して、各種の漁業調整、資源管理を地域の実情に通じている漁協が主体となって、民の方で自主的に管理をさせようというのが現行の漁業権の仕組みでございます。

平成 20 年の漁業権切替えに向けて、実は先ほど御説明いたしましたような考え方に基づきまして、定置漁業権、それから特定区画漁業権に関して、留意した取扱いとしてやってほしいということは、都道府県に対しても助言をしているところでございます。

53 ページでございますが、今度は許可漁業の関係で、大臣許可、知事許可それぞれについて、許可隻数の算定根拠及び決定プロセス、また、そういったものが透明性のあるものとなっているかということでございます。

大臣許可漁業たる指定漁業については、漁業法上、大臣が指定漁業の漁業種類ごとに許可の総隻数を公示して、その隻数の枠内で漁業者の申請に基づいて許可するという仕組みを取ってございます。

この公示を行うに当たっては、あらかじめ水産動植物の繁殖保護、または漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、許認可隻数等を定めることになってございます。

また、公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聞くことになってございまして、当該審議会の議事録等の公開によって、この根拠、プロセスは透明性があるものとなってございます。

知事許可漁業につきましては、都道府県漁業調整規則の規定によりまして、知事が漁業種類ごとに許可の最大限度（定数）を公示いたしまして、その定数の枠内で漁業者の申請に基づいて許可するという仕組みを取っていると承知してございます。

この公示を行うに当たっては、あらかじめ水産資源の繁殖保護、または漁業調整等の事情を勘案して定数を定めることとなっていると承知しておりまして、公示すべき事項を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聞くことになってございます。この委員会の会議の公開、議事録の縦覧が行われておりますので、これにつきましては透明性があるものと考えてございます。

根拠条項につきましては54ページに付けてございます。

55ページでございますが、大臣許可、知事許可を得た船舶、漁業を営まなくなり、新たに許可を受けることが可能な船舶が生じた場合、それがオープンに情報を開示されているかということでございます。

まず、大臣許可漁業たる指定漁業につきましては、漁業法上、許可を受けた者から許可船舶の使用権を取得して、新たに許可の申請を行う。許可の承継と呼んでございますけれども、こういった形で行われる参入がございまして。

それから、許可を受けた法人と合併することによって地位を承継するという、合併の形での参入の形態もございまして。

それから、資源に余裕がある場合には、追加公示により許可隻数が増隻されることによる参入機会の付与がありまして、この追加公示に当たっては、水産政策審議会で審議された上、その議事録等は公開されることになってございます。

知事許可漁業についても、大臣許可漁業に準じて都道府県漁業調整規則において規定されていると承知をしてございます。

56ページには、承継許可が行われた許可隻数の推移を付けてございます。

57ページには、建設業からイカ釣漁業に参入した事例についての新聞記事を付けてございます。

58ページでございますが、創業・参入等への支援ということでございます。新規創業が積極化するような支援策を講じる必要があるということで、現在、漁業への新規創業や他産業からの参入について、どのような措置を講じ、また、今後新規創業や他産業からの参入を拡充させるべく、どのような措置を講ずべきと考えるかということでございますが、これまでも御説明しておりますように、他産業から漁業への新規参入については、最近、

幾つかの事例がございます。

本年3月に閣議決定された新たな水産基本計画におきましても、「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」を掲げてございます。6本柱があると申しましたが、そのうちの一つの柱として掲げてございまして、その実現のために、漁業分野以外からの新規就業や異業種事業者による新規参入を促進して、活力ある漁業就業構造を確立することを重要な政策の一つとしてございます。

更に、今回の漁業法の改正におきまして、先ほども御説明いたしましたが、構造改革の観点から、指定漁業につきましても、試験研究、新技術の企業化のための操業を行う漁業者に対しては許可等の特例を設けて、新規参入を促進しようとしてございます。

また、具体的な支援措置として、先ほどもちょっと御説明いたしましたが、キャリア活用型支援事業を設けてございまして、漁業以外の分野の異業種の事業者・起業家の方々が持つノウハウや技術を生かして、水産資源を活用した起業や新ビジネスの事業化についても支援をしてございます。

また、養殖業における他産業からの参入等につきましては、養殖漁場の確保がカギとなるということで、利用可能な漁場の存在、あるいは参入の条件が整っている地域の情報を参入希望者が利用できるような情報提供の仕組みの整備ですとか、地域の漁業者との調整を円滑に進めるためのモデル的な事例づくりを進める必要があると考えてございます。

59ページでございますが、水産業をめぐりましては、消費流通構造の変化や国際化の進展、水産物の世界的需要の高まりといった新たな情勢変化にも直面してございますので、こうしたビジネス環境の変化を的確にとらえて、異業種で培ったさまざまなノウハウを漁業でも活用して新たなビジネスモデルを構築していくことが大事だと考えてございます。

60ページには、先ほども御説明しましたキャリア活用型再チャレンジプラン支援事業ということで、ビジネスプランを募集して、優秀なものにつきまして補助をしまして、漁村での起業を促進していくというものについての事業の仕組みを図示してございます。

61ページでございますが、さまざまな参入形態があるだろうということで、1つは漁業者との共同会社・LLP等による参入もあるでしょうということで、イメージでございませぬけれども、図示してございます。

また、62ページについては、自営による参入の場合のイメージでございます。

63ページは、企業等の生産委託による参入ということで、企業が漁業者に生産委託をするといったような形で参入をしているものもあるということで、そのイメージでございませぬ。

64ページでございますが、こういった新規創業を積極化させるためには、政策金融においても、民間金融分野においても、さまざまな融資制度が用意されて、利用しやすい環境が整備されているけれども、現在、漁協、農林漁業金融公庫において、どのような創業支援融資がなされ、制度化されているか。また、今後、新規創業を拡充させるべく、どのような創業支援融資の整備を図るべきと考えるか。また、創業時等の資金調達を円滑化する

ために、公的機関による保証制度の存在が重要だけれども、漁業における保証制度の内容についてということでございます。

まず、新規就業者に対しましては、沿岸漁業改善資金制度というのがございます、都道府県は、青年漁業者等が漁業経営を開始するのに必要な資金の無利子融資を行ってございます。また、漁協系統資金である漁業近代化資金におきましては、漁船・漁具取得資金、施設資金、種苗資金等の漁業者を対象とした各資金を借り受けることが可能となっております。更に、近代化資金等の漁業系統資金からの貸付が困難な場合は、農林漁業金融公庫資金を借り受けることもできることになってございます。

現行の制度は、漁業者が操業に必要な設備等の整備のために長期・低利で借り受けることができる資金制度として定着してございまして、今後とも各種資金の利用を促進してまいりたいと考えてございます。

漁業における保証制度としては、中小漁業融資保証法に基づきまして、中小漁業者等の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするために、貸付等について、その債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度、それから独立行政法人農林漁業信用基金の仕組みがございまして、信用基金の方は、その保証等について保険を行っておるわけでございますが、その保証等について必要な資金の融通を行う制度が整備をされてございます。

65 ページには、青年漁業者養成確保資金の仕組みについて、若干参考資料を付けてございます。

66 ページは、中小漁業融資保証保険制度の概要について、写しを付けてございます。

以上、のところの御説明でございます。

本間専門委員 ありがとうございます。

29 ページのところから始めたいと思います。漁業資源の観点からトン数、つまり、国際基準に合わせていく方向というのは特に必要ないということで、むしろ望ましくないというお考えなんでしょうか。

石川課長 先ほども 30 ページの方でも御説明をさせていただきましたが、トン数、要するに長さだけで漁業の資源管理をやろうとすると、先ほども申しましたように、普通、船というのは、細い船体のもの、それから、同じ長さでもずんぐりむっくり型の船をつくって、たくさん魚を積めるようにするものでかなり大きさが違ってくるということで、資源管理のためには、長さだけではなくて、やはり総トン数ということで縛りかけるのが適切だというふうに我々は考えてございまして、これは国際的にも、船の安全基準という観点では長さの指標は行われているということでございますけれども、水産資源、漁業管理の観点では、漁業許可を行うに対してトン数制限を行うということは国際的にも行われているというふうに我々は考えてございます。

本間専門委員 だから、管理の仕方をどこでするかということで、漁獲高そのものの管理ということであれば、形というよりは、実際のフローといいますかね、とれているその

ものでチェックをするということで、大きくすることができれば、その中にどんと積んでしまうという、2～3倍のトン数の違いがあるということがあるんですけども、外形基準だけでは勿論ないんですけども、そこから押さえていくということについてはもう少し議論が必要かなという気が個人的にはしております。

これに関しては何か。

盛田専門委員 例えば、外国では新しいタイプの漁船で、双胴船みたいなものがあるみたいですが、ああいうのはやはり長さ制限から来ているんですか。

石川課長 そうですね。ノルウェーなどで新しい船が建造されて、設備なども充実しているというような話は聞いているんです。双胴船というのは余り実例はないのかもしれませんが、一般的にはヨーロッパなどの船は日本の漁船に比べてずんぐりとした、魚倉がいっぱいあって、いっぱい積めるような船になっているというふうに聞いてございます。それは先ほど申しましたとおり、そういった大きな船をつくれればつくるほど、漁獲に対する圧力は上昇してくる。漁獲圧力が増えることについて一定の歯止めをかけていかないと、やはり資源管理という目的は達成できないのではないかなというのが我々の考えでございます。

一方で、漁船員の方の福利厚生のために、例えば居住室などの環境をよくするということは必要だと考えておりますし、また国際的にも漁船については労働条約がございまして、これが統一化されたということがございます。例えば、お休みになるベッドの大きさとか、居室の大きさとか、そういったことが決められてきておりますので、そういう場合についてはトン数制限を上げていくというようなことも、我々は設備基準の改定の中で対応しているところです。

盛田専門委員 だから、漁業の効率性、あるいは競争性の部分と、今おっしゃった漁船に乗っていらっしゃる方の福利厚生等のところで、長さの制限をした場合、あるいはトン数で制限した場合のメリット・デメリットというのは、どういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

石川課長 長さ制限にした場合、我々はデメリットの方が大きいと思っているので、どうしてもそっちの方が頭の先に行ってしまうんですけども、デメリットは先ほど申し上げたように、漁獲圧力というものがどうしても上がってくる。また、本当にそのことが経営的に有利なのかどうか。特に燃油などが上がって、そちらの方のコストなども相当かかるということになったときに、船の省エネ化などのことにも逆行する恐れもあるのではないかと考えています。

盛田専門委員 効率は悪いわけですね。

石川課長 ただ、勿論、乗組員の福利厚生のための居住室の環境アップなどについてのトン数の増加ということは、これは認めるべきだということでやっているわけです。

また、長さでやるということに関して、メリットを言えということであれば、それは外形的に、単に前から後ろまでの長さを測れば済みますので、そういう意味では検査、監督

という手間が、要するに、今やっている検査などの手間はかなり簡素化されるかなということはあるのではないかと思います。

盛田専門委員 あと、資源管理上の問題があるとおっしゃいましたけれども、確かにそれはそうでしょうね。ただ、それぞれの船、例えばこれは、資源管理のところは国際的な、この前は遠洋とか沖合の話ですね。国際的な交渉である程度枠組みが決まったりとかしますね。しかし、一旦その枠組みがある程度決まって、それが守られるという形で資源管理は保全されるというふうに前提しますと、今度はしかし、個々の漁業者にとってみれば、漁業自体の効率性、生産性のところでやはり競争になってくるわけですね。そういうところでもし我が国の漁業者に不利があると、それもまたちょっと困ったものかなと思うんですが、そういうことは余り考えなくてよろしいのでしょうか。

石川課長 確かに国際競争力の強化は必要だということで、基本計画の中にも位置づけて、そういった形態の国際競争力の向上を図ろうとしているところでありますけれども、一方で日本国内の事情を言いますと、漁業というのは、日本の場合は特に四季折々に旬の魚があって、多種多様な漁業が営まれている。あるときにはサケ、マスをとっていた船が、また別のときにはサンマをとっているとか、さまざまな魚種に、一年じゅうの中でも操業形態を変えて操業しているということがあります。そういった非常に複合的な経営が行われていますので、ある特定の漁業種類で大型の船がどんとあらわれてくるということになってきますと、これが結局、ほかの漁業種類などへの影響、他の漁業種類との調整、こういったものも起こってくる。そういう意味で、いたずらに船体を大型化させることに関しては、資源管理上の問題に加えて、そういった漁業調整上の問題もあるというふうに考えております。

盛田専門委員 長さでやってしまうと、どうしても幅を広げたりという形で大型化、大型化というふうになってしまう、そのところがコントロールが難しくなるというふうにご考えていらっしゃるんですか。

石川課長 特にここに書いておりますように、長さが長い船ほど容積を増やせる余地が出てきます。そうしますと、例えばまき網などの船が更に大型化して、沿岸漁業などとの調整が更に難しくなるというような問題も考えられます。

盛田専門委員 そうすると、トン数でやった方が、船体はどう設計しようと自由だから、例えば燃費の効率とかという面ではいいとか。ただ、先ほどおっしゃったように、従事されている方の福利厚生ということで言うと、ちょっとそのところが犠牲にされる面も場合によっては出てくる可能性があるということですか。

石川課長 そのところは、福利厚生を確保するためのトン数の増というのは認めるように設備基準を改正したということでございます。

盛田専門委員 ありがとうございます。

本間専門委員 次の検査のところは、検査の内容についてはお話いただいて、しかし、管轄しているところが違うから、ここは玉がなかなか返ってこないというか、こちらの方

でも少し検討する必要があるかなという気がしております。ここの分野で言うと、一番大きいのは 33 ページ以降の。

事務局 その前に、1 点いいですか。ここで質問をお書きしたのは、今回、閣議決定では、水産基本計画の中におきまして、漁船の設備、トン数、操業条件、各種検査に関する規制緩和を図っていくというような記述がございましたので、この検査について、どのような取組みをなされる予定なのかをお聞きしたいと思って質問をしたんです。

石川課長 今ちょっと、では計画を話してください。

随行者 基本計画では、遠洋漁業のところで、漁船の設備、トン数、操業条件、各種検査に関する規制の緩和を図るというような言葉が出てまいりますけれども、設備のところは先ほど課長からお話をしましたように、ILO の関係で、漁船員の居住空間を増やすような場合の一定のトン数の増トンを認めるということを今回措置をしまして、そのことは書いております。

それから、操業条件については、今、海域を決めておまして、そういった海域をある程度広げますとか、そういったことを今回の一斉更新でもやっております、そういったことを書いております。

本間専門委員 今の段階では、長さに切り替えてトン数制限を廃止する方向ということとは特に考えていないということですか。

富岡総括課長補佐 それは、長さということにしますと、いろんな弊害が出てくるんじゃないかというふうに考えております。

本間専門委員 3 の参入規制のところなんですが、基本的な認識として、日本の漁業が相当に衰退していて、その一つの突破口といたしますか、漁業の復活といたしますか、そういうことの切り口の一つとして、参入規制をもっと緩めていくということで検討しているわけなんですが、ここで定置漁業権以下、優先順位として、地元の自営漁民の保護、そこに住んでいる人たち、あるいは今、漁業を営んでいる人たちの権利といたしますか、そこを優先するという、当初の漁業権に対する考え方というのは理解できるんですけども、それが逆に言えば、マイクロのといたしますか、住んでいる人たちの話と、それから日本の漁業全体の話として、今、参入規制で、参入を促進することによって、もっと効率的な漁業を営める人たちの参入を促していくという方向が望ましいと個人的には考えているわけですが、そこと旧来の考え方とのそごといえますか、その辺りをどうお考えなんでしょうか。

端的に言いますと、今の漁業権の優先順位が日本の漁業の活性化の足かせになっている部分というのは全くないとお考えなのかどうか。問題点について、問題があるかないかということについて、まず水産庁さんとしてはどういうふうにお考えなのか、その辺りをちょっと聞かせてもらえますか。

石川課長 これは先ほども御説明しましたとおり、漁業権というのは、沿岸の地先の一定の水面で、特に固定的な定着性のある資源を利用するというのが内容になっておりま

して、そういう意味で、いわば一種のローカルコモンではないか、そういった資源を利用するものだというふうに理解しておりまして、そういったものの管理は、やはり地域の人が主体となって自主的に行うという今の仕組みは合理性があるなというふうに考えてございます。

一方で、新規参入などについて、漁村の活性化のためにも外部の資本、技術の導入と、こういったことも必要ではないかということで、先ほど説明いたしましたような、さまざまな形態の参入というのも実際見られておるところでありますし、また、それを促進させるようなことも我々行政としても実際に今、やっているところでございます。

それから、こういった優先順位の規定が障害になっているかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、例えば自営の場合のところ、漁協が実際どれぐらいの免許を受けている実績があるのかということを見ますと、会社組織のものの方が多というような実態もありますので、この自営の部分に関しては、優先順位の規定ということが参入の足かせになっているという実態というのも、必ずしもないのではないかなというふうに考えてございます。

本間専門委員 例えば、当該子会社がということなんですけれども、子会社をつくらないと漁協には入れないということがあって、そこは、実態として子会社をつくって入っているのではないかということはおっしゃるんですけれども、それがいわば一つの障害になっているということも聞くわけです。だから、むしろ、36ページ等々で例を挙げられているようなところでも、別に子会社ではなくて、大手企業そのものを漁業組合の組合員とすることがどうしてだめなんだということなんです。

そうすると、組合のそもそもの設立の目的がという話になってくるんですけれども、ちょっと先走っていってしまうと、漁業権の管理団体としての性質と、協同組合としての性質、2つを持たせていることが一つは問題なんではないかと、そこに行き着いてしまうんです。まず、漁協、あるいは水協の制限、つまり上限を設けていることの合理性と、それから、漁業管理団体としての漁協と、協同組合としての漁協と、そのそのごはどうお考えになっているかという、その2点をお伺いできればと思います。

石川課長 まず、大手企業の参入につきましては、確かに36ページにあるような子会社設立の上で組合員になっていただく方法、それから、さっきも幾通りか方法がありますよという資料を出させていただいておりますけれども、あるいは共同経営ですとか、生産委託ですとか、さまざまな形の参入の仕方はあるだろう、また、そういった実態もあるものというふうに承知しておりまして、そういう意味では、いろんな形での参入の仕方は実際にワークしている部分はあるんだろうと思っております。

それから、漁協の漁場管理団体としての性格と、それから協同組合組織としての両立という問題でございまして、これについては、確かに沿革的なことを申し上げますと、戦後、現行の漁業法を制定する際に、そのことが問題になって、漁民公会といった、漁業権を管理するための団体を独自に設けてはどうかということが検討された経緯があるというふう

に承知しております。それについては、当時の漁村の実情から見て、漁民公会と、それから漁協という2つの団体を並立させていくほど漁村に余裕はないということで、漁協に漁業権の管理をさせるのを原則とすると、これは特定漁業権と共同漁業権についてでございますけれども、そういう整理がなされたというふうに承知をしているわけでございます。

こういった漁村の実態といいますか、そういった中で幾つもの団体をつくって管理させるということが、現在の漁業者なども少なくなっている中で、それがまたいいのかどうかというのはちょっとまた考えていかなければいけない課題なんではないかなと思います。現行の漁協による管理で、漁協の方も大型化などもしておりますけれども、支障が生じているというふうにも思っていないということでございます。

盛田専門委員 要は、管理と利用、両方の話なんですね、今の話はね。管理の方は管理の方で、資源の維持、保全というような視点でやる。一方で、利用もしかし図っていかなければいけないというところで、利用を十分にやっているやっていないというところを、果たしてきちんと評価する仕組みがあるのかないのかということなんですね。管理に関しては、いろんな、ABCであるとか、額であるとか、いろんな方向があるとは思いますが。沿岸についても、そういうような考え方が恐らくあるんでしょう。

漁業権というのはどちらかという、物件とどこかに書いてありましたけれども、財産権的な性格がどうしても出てきてしまうので、確保だけして十分使っていないという実態もないわけではないだろうという気がするんです。問題は、利用度についてきちんと評価して、ある一定の、最低限の利用もやっていないところに漁業権が行かないような仕組みになっているのかどうか。

そのところが、決まり事、例えば52ページでも説明されましたが、平成20年の漁業権切替えに向けた基本的考え方で、都道府県に対しては、こうやってきちんとやれよということをおっしゃっていることはわかるんですが、それはしかし、あとの担保が取られているのか取られていないか、そういうことは何らかの検討、あるいはフォローがあるのかどうなのかというのは、私個人的にはやはり懸念されるんです。

しかし、あくまでも漁業の場合は、養殖以外はキャッチングですから、資源の保全ということが第一優先するべきだとは個人的には思っておりますが、そうは言いながらも、しかし、権利の上にあぐらをかいて、利用がきちんとされるべきところをされていないのであれば、そこはやはり何らかの形できちんと評価をして対処をするということ、こういうふうに助言するだけで果たして済むのかどうかというところをちょっと懸念しておりますが、そこら辺、お考えをお聞かせいただければと思います。

石川課長 まず、漁業権は、先ほど御説明いたしましたとおり、地元の漁民を中心とした方々に自主的に管理をさせているというのは、資源の状況なり、現地の漁業の在り方などについて、やはり現地の方々が一番よく御存じであると、漁場についてですね。勿論県の方もそういった担当者もいて、その調査などもしてございますけれども、例えば漁業調整に関する職員が何人ぐらいいるのかということになると、どこの県でも数人程度という

ことなんではないかと思えます。実際の漁場のことを知って、資源の状況なども知っている現地の方々が中心になって資源を管理して、また適正な漁場の配分などもやっていくという現状のシステムがまず適当なやり方であるし、また行政の負担も軽いというふうに考えてございます。

その中で、十分利用の仕方がなされていない部分もあるんじゃないかという御指摘でございます。確かに、管理団体、あるいは地域によってやり方が違いますので、あるいは資源の状況が違いますので、先ほども申しましたように、空き漁場が出ているところとか、そういったものもあるかと思えます。

それについて、52ページの方で、県に対して我々が助言しているというのは、例えばマグロの養殖など、新しい技術で、これまでは、例えば波が荒くて養殖には適さないとされていたようなところでも、かえって海面が空いていて大きな養殖施設などの設置が可能であるということであれば、新しい養殖のための区画漁業権の設定といったこともできるようになっているのではないかと。そういった地域の資源を有効に生かして、まずは漁業権の前提となる漁場利用計画をきちんとつくってくださいということを、まずは知事の方をお願いをしているということでございまして、これは関係者の方々からの要望なども聞いた上で、漁場条件の調査を徹底的に行っていただいて、適正な漁場計画を立てていただくというのが第一をお願いをしているところでございます。

それから、52ページの で書いてある免許の適格性審査を十分に行うということについては、例えば管理をする人と行使をする人が一体化してしまっているような事例があるんじゃないかというような指摘もあるので、そういったものについては、特に単一体になっているようなものについては、自営している実態に合わせて自営者の方に免許をするようなことが現行法のやり方として適正だというふうに考えていますので、そういった適格性の審査をしてくださいということをお助言しております。

それから、行使料の徴収に関して、いろいろ負担が重いというような御指摘もあるんですけども、漁場の管理をするに当たって必要な費用を徴収すること自体は認められたことでありますし、漁協の内部で総会にかけて行使料の徴収について透明な形で決めていただくことについて、行政の方からとやかく言うことではないと考えてございますが、こういった徴収が必ずしも透明に行われていない事例もあるんじゃないかという御指摘もあることから、きちんと総会にかけて、しかも行使料の積算根拠についてもきちんと明らかにした上で、組合員の了解を得て、理解と協力を得て徴収するようにしてくださいというようなことを助言をしているところでございます。

こういったことについて、我々としてもやっております上に、先ほど来御説明いたしましたように、実際に空き漁場が生じている部分については、現在、確かに、どこにどれくらい空いているのかということが見えにくいということがありますので、これについてはデータベース化をしまして、参入を考えていらっしゃる方ともマッチングができるような形でデータを情報提供していきたいと考えているところでございます。

本間専門委員 漁業権の設定の話で、調整委員会ですね、県知事に諮問するときの議論の、どういう具体的な材料を判定基準にしているんでしょうか。調整委員会の議論を経て、都道府県知事が免許を出すというのはわかるんですけども、具体的に、その申請者が適当であるかどうかということの判断基準みたいなものは何か、各都道府県でそれなりにガイドラインみたいなものがあるのか、その辺りの具体的な審議内容、議事録を見ろと言われればそれっきりなんですけれども、その辺り。

石川課長 具体的な法定の基準以上にガイドラインみたいなものがあるかということ、各県の事情を全部チェックしたわけではありませんけれども、そういうガイドラインは必ずしもないのではないかと思います。ただ、これまでの、例えば漁業権についても、戦後から、かなり長い年月にわたって、勿論5年ないし10年の存続期間があって、切り替えられて更新してきているわけでありましてけれども、積み重ねというものがありますので、そういったものでこれまでの操業状況とか、他の漁業との調整の問題、こういったことについて主に判断、勿論現地の資源の状況や関係者の要望といったことがあろうかと思っておりますけれども、そういったものを勘案して決められるということなんではないかと思っております。

それから、優先基準の働かせ方ということでありまして、実態問題を申し上げると、かなりの部分、申請を上げる際に現地で調整がなされていて、先ほど来言っていますように、優先規定が適用されると言われている漁協でも、実態は免許されている割合は低いと申し上げましたけれども、これは現地で事前に調整が行われている事例もあるのではないかと考えておりまして、そのところは、優先順位の規定を働かせて、複数の申請が上がってきて、それを、こっちは許可、こっちは不許可というふうにした事例というのは、例えば前回の平成15年の切替えの際には、定置漁業で全国で3件程度と伺っておりまして、大体のところは現地で調整済みのものが上がってきて、それを確認して免許されているというのが実態ではないかと思っております。

本間専門委員 それから、もう一つは、優先順位、優先ですから、事情によってはこれに従わない場合も、調整委員会では出す可能性はあるわけですか。

石川課長 法定された優先順位を踏み外して、優先順位を判断するのは知事なんですけれども、複数の申請が上がってきて、上の優先順位にある人を外して別の優先順位にある人を入れるという、優先順位だけの観点でそれをやるということは、それは法律違反ということになります。

本間専門委員 時間もあれですから、事務局の方で何かあれば。

事務局 1点だけ、現在、データベースの対象は特定区画漁業権で、その他の定置漁業権とか、そちらの方を対象にされていないのはなぜなんですか

石川課長 これは、特に特定区画漁業権については、免許がされていても、その中で複数の人たちが操業しているわけです。その中で埋まっている部分もあれば空いている部分もある、それが見えないというのが現状で、定置などについては、例えば漁場計画を公示したけれども、免許されていないというのは既に、それはそれで結果として明らかになっ

ているんで、それを改めて、現在見えているものをデータベース化することはない。見えていない部分ですね、実際、免許はあって、一部は使われているんだけど、使われていない部分もあるよというものについて、ビジブルにしようという考え方でやっているんです。

事務局 よろしいでしょうか。

引き続き資源管理の方をお願いします。

石川課長 また席を入れ代えさせていただきます。

事務局 済みません、時間が押して申し訳ございません。そうしましたら、引き続きまして。

石川課長 お待たせして申し訳ありません。

それでは、1ページのところから、資源管理、説明させていただきます。まず、国連海洋法条約によって、国が自国内の水産資源の保全と管理の責任を持つとされていることについて、我が国の資源管理についても、この方針に沿って資源管理を行っているとして理解してよいかということでございます。

平成8年に我が国は海洋法条約を批准して、同年7月20日から効力を生じてございます。この条約については、排他的経済水域における海洋生物資源について、その漁獲可能量を決定する等の保存、管理措置を沿岸国に義務づけておりまして、我が国においても当該義務の的確な履行を図っていくことが必要でございます。

このため、我が国におきましても、「海洋生物の保存及び管理に関する法律」を制定するなど、従来から講じている漁業の許可、操業に関する諸規制とともに、同条約が規定する義務にのっとり、積極的に資源管理施策を展開しているところでございます。

2ページでございますが、科学的根拠に基づくA B Cの設定によって行う資源管理は、国際的にも広く採用されている方式として認識してよいか。併せて我が国においても科学的根拠に基づくA B Cの設定によって資源管理をしていると理解してよいかということでございます。

海洋法条約におきましては、先ほども申しましたとおり、自国の排他的経済水域における海洋生物資源の保存、管理に当たって、入手可能な最良の科学的根拠を考慮するというふうに規定されておりますので、各国におきましては、A B Cという名前の指標を用いるかどうかは別としまして、何らかの科学的根拠に基づいてこれらの資源の管理が行われているものというふうに認識をしてございます。

ただし、その精度については国とか資源によってもさまざまであるというふうに考えてございます。

我が国におきましては、排他的経済水域における海洋生物資源の資源管理におきましては、各種調査に基づく科学的知見を基に資源管理に努めているところでございます。

3ページでございますが、我が国のA B Cの算定根拠・方法・決定プロセスについて、また、欧米等の代表的な漁業国と異なる特徴的な点ということでございます。

A B C の算定の基礎となる対象資源の評価につきましては、調査船調査による情報、これで産卵量とか稚仔量等を調べてございます。それから、漁船による漁獲情報、漁獲量、漁獲努力量などです。それから、水揚港における情報としまして、とれた魚の年齢などにつきまして調べてございます。それから、海洋環境の動向に関する情報ということで、水温ですとか塩分、潮流などのデータも収集してございます。こういった情報を解析することで、現存の資源量や資源動態を推定しまして、資源の状態（水準・動向）を把握するというところで行われております。

A B C は、これらの資源評価結果に基づいて、漁獲等の影響を推定して将来予測を行う。こういった、今、持っているデータに基づいて来年以降の予測をするということでございますので、資源の維持、あるいは回復シナリオに基づいて、当該資源が生物学的に持続的な利用が可能と判断される漁獲量として算定してございます。

具体的な作業としては、水産庁から研究機関に委託して行ってございまして、内部や地域ブロック等での検討会を通じた資源研究者間の検討結果とか、あるいは漁業関係者等の意見を集約、そういったことを経た上で、最終的に全国資源評価会議、あるいはパブリックコメントにかけた上で取りまとめを行って、水産庁が公表してございます。

資源評価における資源調査の方法や、そこから得られた情報から資源量を推定する手法等としましては、基本的に欧米等諸外国及び地域漁業管理機関とも同様のプロセスを経て行われていると考えてございまして、特に大きな差異があるわけではありませんが、A B C の算定を行うに当たっての考え方や結果の精度につきましては、これは国によって異なりますよりは、むしろ対象となる資源の特徴・状況や、当該資源を漁獲する漁業の実態等に応じて差異があるものというふうに承知してございます。

4 ページでございますが、A B C の算定根拠・方法・決定プロセスについて、漁業者から「信頼がおけない」等の指摘があるが、水産庁としてこれらの指摘をどう考えるか。これらの指摘を算定根拠・方法・決定プロセスに反映させていく方針かというところでございます。

A B C 算定の基となります資源量の「将来予測」につきましては、現存資源の今後の推移に加えて、将来発生する新規加入群の資源量についても推定して加算する必要がございます。これについては、ある程度の不確実性が伴うものでありまして、特にイワシやサバ類等の浮魚につきましては、海洋環境の変化によりまして加入量等が大きく変動することが知られております。

ただし、資源の評価結果と、その後の漁獲状況が異なる場合に対しまして、漁業者からおっしゃるような指摘がなされていることは真摯に受け止めてございまして、資源予測精度の向上は大きな課題であるというふうに認識しております。

このことから、これら新規加入群の多寡等の資源状況につきまして、より正確に予測ができるように、海洋環境の変化等が資源に与える影響や、そのメカニズムを解明する取組みが行われております。

また、資源評価の実施後に新規加入群の状況について新たな情報が得られて、それによって資源量についての再考が必要と判断される場合におきましては、速やかに資源の再評価・ABCの再算定を行うということでございまして、5ページにはサバ類のABCを再評価、あるいは再々評価した18年、19年の事例もございまして、そのことについて参考資料を付けさせていただきます。

6ページでございますが、発表された資源評価対象の52魚種のうち、現在、ABCが算定されている魚種数、算定されていない魚種があるとすれば、算定しない理由ということでございまして、現在、資源評価を行っている52魚種、90系群のうち、ABCを算定しているのは38魚種、76系群でございます。

一方、一部の魚種につきましてはABCの算定を行っておりませんが、これはABCの算定を行うに足りるだけの生物学的な知見が十分でなかったり、あるいは当該資源について、資源回復計画等に基づく具体的な資源管理措置を実施するに当たって、量的な管理よりもむしろ体長制限や漁期制限等の質的な管理の方がより適切と考えられることによるということでございます。実際、されていないものはここに掲載しているとおりでございます。

我が国周辺水域における資源評価対象種の選定に当たっては、TAC制度、資源回復計画、国際交渉等の資源管理施策上の必要性に対応して適宜見直しを行っているところでございます。

7ページですが、科学的根拠に基づいて資源管理を行うのであれば、ABC以下にTACを設定しないと持続的な水産資源の利用ができないと考えるが、見解を伺いたいということでございます。

TACの設定につきましては、先ほども申し上げました資源管理法に基づきまして、対象魚種の資源動向、科学的知見を基礎としまして、当該資源に係る漁業の経営等を勘案して行うこととされております。これにつきましては、水産政策審議会の意見を聞いて大臣が定めることになっております。

なお、経済上の要因を勘案する点におきましては、これは条約においても同様の規定がされているところでございます。

このTAC設定の際に参照するABCは、5年なり10年程度の中期的に資源を「維持」あるいは「回復」させるなどの目標を達成するために、翌年1年間の漁獲量として設定される水準で算定されておりますが、資源の今後の動向をどう評価するのか、これは維持、あるいはさまざまな回復シナリオがあり得るわけでありまして、さまざまな数値が算定されるものであります。提示されたABCを超えるTACを設定する場合でも、資源の維持、あるいは回復のシナリオを十分考慮して設定をしているところでございまして、直ちに持続的な水産資源の利用を損なうものではないというふうに考えてございます。

ABCを上回ってTACを設定している主な要因といたしましては、日本沿岸で広域に回遊して、漁場形成の変動が大きい浮魚類につきましては、良好な漁場が形成された場合、

当初配分量が不足する県などに対して、数量を追加配分するための調整枠を設定していること、あるいは一部の魚種において海洋環境条件により資源状態が急激に変動するといった魚種特性やTAC引下げによります漁業経営への影響を勘案しているところがございます。

8ページでございますが、ABCの算定数量に基づくTACの設定に係る決定プロセス及び直近のABC及びTACの数量ということでございますが、TAC設定のプロセスの概要としましては、まず科学的知見として資源調査結果に基づき算定された、さまざまなABCを活用し、漁業経営の事情等を勘案しつつ、魚種ごとにTAC(案)を作成しまして、その後、漁業者・都道府県等との調整を行った上で、水産政策審議会の意見を聞いて定めております。

具体的には、資源管理法で規定されました「資源管理基本計画」というものがございます。この基本計画の案を水産政策審議会に諮問して、その計画に定める基本理念や中期的な管理方針にのっとり毎年を設定を行ってございます。

なお、直近のTAC魚種ごとのABCとTAC数量につきましては、これは昨年11月10日の水産政策審議会に提出しました資料で、9ページから11ページにわたりまして付けさせていただいているところでございます。

12ページですが、ABCが算定されているにもかかわらず、TACが設定されていない魚種があるけれども、その理由、併せてTACの対象魚種の拡大に関する考えということでございます。

TACの対象魚種は、ここに書いてございますような、採捕量が多く、経済的価値が高い魚種、資源状況が極めて悪く、緊急に保存・管理を行うべき魚種、我が国周辺で外国漁船により採捕が行われている魚種、こういった基準のいずれかに該当する魚種の中から、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的データ、それから知見が蓄積されているところのものを海洋生物資源の保存管理に関する法律施行令で指定しているところでございます。

現在、上記条件を満たす魚種としましては、7種が政令指定をされておりますが、今後の魚種の追加につきましても、この基準に照らして検討をしてみたいと考えてございます。

13ページでございますが、ABCが算定されているにもかかわらずTACが設定されていないということは、その魚種については持続的な利用ができない可能性がある。または持続的な利用ができる可能性があるにもかかわらず、その状況を放置していると考えられるということでございます。

我が国では従来から漁業法等に基づきまして、いわゆるインプット、入り口の規制を、漁船の隻数等の規制を行ってきたところではありますが、これらを通じて漁獲対象資源の適切な利用を図ってきたというふうに考えてございます。

TAC等漁獲可能量の設定は、これら資源管理の一手法として提示された方策でありませんが、量的側面のみを規定したTACによる管理が水産資源の管理として唯一無二のもの

ではないというふうに考えておきまして、魚種や対象とする漁業種類に応じて、さまざまな管理手法を駆使することが必要だというふうに考えてございます。

このため、TACの対象種となっていない場合であっても、持続的利用に向けた取組みが放置されていると結論づけているのは必ずしも適当ではないのではないかと考えておきまして、漁業法などに基づく管理のほかに、緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種を対象とした資源回復による取組みなど、資源の持続的な利用を図るための措置が多方面にわたって講じられているところでございます。

14 ページですが、TACが制定されている魚種について、ABCを大幅に上回って設定されているものについての理由。また、TACの設定について、法律で「漁業の経営その他の事情を勘案して定める」とあるが、その数量的根拠が算出されているかということでございます。

平成 18 年時点でTACがABCを上回って設定されている魚種につきまして、まず、18 年TACにおいて、浮魚類でありますマアジ、マイワシ、それから、マサバ及びゴマサバにつきましては、TACとABCの比が1.4~1.6となっております。この主な要因は、先ほども申しましたように、浮魚類については漁場の形成というののがかなり変動することによって、良好な漁場が形成された場合に当初配分量が不足する県に対して、形成状況に応じた数量を追加配分するという調整枠が設けられているといった事情があるということでございます。

また、スケトウダラにつきましては、18 年におけるTACとABCの比が1.7となっておりますが、これは、近年、スケトウダラ資源のABC値は下がってきてございまして、毎年TACの引下げを行っておるところでございまして、スケトウダラへの依存度が高い漁業経営に対する激変を緩和するように「漁業の経営」等を勘案して、関係漁業者の了解できるぎりぎりの水準で設定しているためでございます。

漁業経営の事情を勘案する場合に、関係漁業者の最近の漁獲水準や他の魚種の漁獲状況を目安にして検討が行われておりますが、各々のTAC魚種に依存する漁業種類や経営状況は非常に多岐に上るものでございますので、そのすべてについて数量的根拠を算出して対応しているものではございません。

なお、TAC設定に当たっては、ABCをベースとしない場合におきましても、ABC算出時のさまざまな漁獲シナリオ、維持または回復シナリオ、いろんなシナリオがあり得ますので、それに応じた漁獲水準を参考としてございます。

15 ページでございまして、ABCを大幅に上回ってTACが設定されているということは、その魚種については持続的な利用ができない、または、その状況を容認していると考えられるが、見解を伺いたい。一方、ABCを大幅に下回ってTACが設定されているということは、その魚種について有効な活用がなされていない、または有効な活用を制限していると考えられるが、見解を伺いたいということでございます。

現在、TACの対象魚種につきましては、資源管理基本計画におきまして中期的な資源

管理方針を定めて、それに則して、資源の持続的利用を図っていくように毎年のTAC設定を行うこととなっております。

このTAC設定の際に参照するABCは、中期的に資源を「維持」あるいは「回復」させる等の目標を達成するために、翌年1年間の漁獲量として適当な水準として算定されておりまして、ABCは資源の今後の動向をどう設定するか、維持をするのか、あるいはさまざまな回復シナリオを講じていくのかによりまして、さまざまな数値が算定されるものであります。ABCを超えるTACを設定している場合であっても、資源の維持あるいは回復のシナリオを十分考慮して設定をしているところをございまして、直ちに持続的な水産資源の利用を損なうものではないと考えてございます。

ABCを大幅に下回ってTACを設定することについては、サンマについては、漁獲量に増加により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保するという観点から、TACを安定的に設定するというところをございまして、

ただ、養殖用餌料の需要や輸出の増加などを踏まえまして、各地の漁業者とか加工流通業者の意見も聞きまして、平成19年にもTACの増枠を行ったところでありまして、今後も重要な状況等を踏まえたTACの設定に留意をしていくことになってございます。

また、「北太平洋公海域におけるさんま資源利用の在り方検討会」を8月に設置をしております。これまでサンマの漁獲を行っていないトロール漁業やまき網漁業関係者も参加しまして、具体的な需要・販路等をも念頭に、今後のサンマ資源の利用の在り方も含めて検討を行っているところをございまして、

16ページでございますが、魚種によって、ABCを上回る、あるいは下回るTACの設定がなされている理由ということですが、18年TACにつきましては、ABCを上回るTACとなっているものが、こちらに書いているような、スケトウダラ、マイワシ、マサバ、ゴマサバでございますが、これについては先ほど(5)のところでもお答えをしたところをございまして、

スケトウダラにつきましては、依存度が高い漁業経営に対するTAC引下げによる激変緩和ということをございまして、

それから、マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバにつきましては、広域に回遊して漁場変動が大きいものについての調整枠の設定。

それから、マイワシ、マアジの一部系群で、海洋環境条件によりまして資源状態が急激に変動するという魚種特性を踏まえて、漁業経営への影響を勘案しているところをございまして、

また、ABCを下回るTACとなっているサンマにつきましては、(6)でお答えしておりますが、漁獲金額が減少する傾向が顕著である。とり過ぎて漁獲金額が下がっている傾向があることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、ABCが増加した場合でも、需要への対応に配慮しつつ、TACを安定的に設定することとしているためをございまして、

17 ページですが、T A C の設定及びその決定については、数的根拠が不透明で、かつ一旦決定された T A C も漁業者の意見で変更されているといった指摘がある。今後は、T A C の設定及び決定については、数的根拠を用いた透明性のあるルール化が必要と考えるところでございます。

T A C 設定に当たりましては、これまでも申し上げたとおり、対象魚種の資源動向を基礎に、当該資源に係る漁業の経営等を勘案して行うこととされておりまして、水産政策審議会の意見を聞いて大臣が定めることになっております。

数的根拠が不透明であるという指摘につきましては、恐らく魚種ごとの A B C 値の選択とか、調整枠の設定、あるいは複数の系統群に分かれている魚種の数値の統合など、最終的な T A C 数量の算出に複雑な作業がありますことから、一般の方々から見て、その根拠がわかりづらくなっているものではないかというふうに推察しております。

また、一度決定された T A C が変更されているという指摘につきましては、漁場形成等を踏まえて、漁期中中であっても調整枠の利用に基づく配分の変更を実施したり、あるいは科学者による、先ほども申し上げましたが、資源の再評価なども行っておりますので、T A C の再設定が行われているといったことから、この点を指すものと思われそうですが、これらについては T A C の運用にとって避けて通れない措置であると考えておりまして、これらの必要性について理解を求めていくことが必要だというふうに認識しております。

T A C の数量につきましては、これまでもパブリックコメントを経た上で、その算定に当たっての考え方を説明した資料とともに水産政策審議会に諮ってきておりますが、今後とも本手続の中で十分な説明を行って、透明性の確保にも留意しつつ適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

18 ページでございますが、現在、設定された T A C について、漁業者にどのように配分し、実際の漁獲をどのように監視し、漁獲数量をどのように把握しているのかということでございますが、T A C の数量配分につきましては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」によりまして、資源ごとに全体数量、操業区域別の数量、更に指定漁業別及び都道府県別の数量を定めるといったことで配分を行っておりまして、個々の漁業者への配分は行っておりません。

漁獲数量の把握につきましては、オンラインシステム、一部ファックスによりまして、市場の水揚げ伝票に基づく数量データを所属漁業団体等を経由して、国の業務委託先である漁業情報サービスセンターで集計をしておりまして、この数量情報を随時把握しているところでございます。

なお、前月分の数量につきましては、翌月 10 日までを基本として報告を求めておりまして、T A C 枠の消化率が高くなってきた場合には、より短い間隔で報告を求めております。

19 ページですが、T A C を超過することが予測された場合の対応ということでございますが、T A C 対象魚種の漁獲量が T A C を超過することが予想される場合には、団体等を通じて採捕の抑制等について要請を行うほか、魚種によっては必要に応じて採捕に關す

る指導や停止命令を実施することとなります。

20 ページでございますが、2006 年度漁期のサバ類の漁獲において、自主的な操業停止を求める行政措置がなされたと聞くけれども、その措置は T A C の超過前になされたものか、また超過後になされたものか。併せて、T A C 法においては、「採捕の数量が T A C の数量を超える恐れが著しく大きいと認めるとき、採捕の停止に関し必要な命令をすることができる」とされているが、今回の行政措置が T A C 法に照らして妥当なものと考えているかということでございます。

2006 年漁期のサバ類の指定漁業（大臣管理；大中型まき網分）の T A C の超過に関しましては、同年 9 月以降、北部太平洋水域においてサバ類の高水準な漁獲が続いたことから、水産庁から、T A C 管理団体でありますところの全国まき網漁業協会に対して、口頭、それから文書で T A C の遵守、それから漁獲の抑制を要請したところであります。

更に、3 月上旬になりまして、大中型まき網分の T A C が超過していたことが明らかになったために、同団体に対して、6 月末までの間、サバ類を目的とした操業を自粛するよう求めるとともに、今後、かかる事態を招来しないよう、次漁期に関する改善措置計画の策定を要請しております。具体的な採捕自粛を求めたこの措置は、T A C 超過を確認した後のものでございました。

なお、これらの経過の中で行われた一連の行政措置については、T A C 法に照らしても妥当なものではないかというふうに考えてございます。

なお、上記サバ類の T A C につきましては、大中型まき網がその配分量（33 万 2,000 トン）を 6 万 3,000 トン超過したものでございますが、総漁獲数量は 61 万 2,000 トンでございまして、全体の T A C 量 65 万 5,000 トンを超過してはいないということでございます。

21 ページでございますが、現在、個別漁獲割当制度について、導入の可否の検討を行っているというふうに聞かれますが、その検討内容及び進捗状況ということでございます。

個別の漁獲割当制度については、個々の業者に一定の漁獲量が割り当てられるために、過剰投資の抑制とか操業の効率性の改善が図られるという利点がある一方で、割当量が低価格魚によって満たされてしまうことを避けるために、価値の低い小型魚が洋上で投棄される。

割当量を超過した漁獲した場合に、これを隠蔽するために漁獲量の虚偽報告が行われるのではないか。

行政が個々の漁業者または漁船に割当てを行って、その漁獲量を直接把握する必要があると同時に、小型魚の洋上投棄や漁獲量の虚偽報告等を防止するための管理取締費用が増加するなど、管理コストが高いといったような問題点が考えられておりました。現在、こういったメリット・デメリット等を踏まえて、その導入について検討しているところでございます。

具体的には、本年 5 月に関係業界を対象に「第 1 回個別漁獲割当方式に関する検討会」を開催したところでありまして、この中では、当方から I Q のメリット・デメリット、諸

外国における取組み状況等について説明した上で、各業界に対してIQの導入が及ぼす影響について検討するようお願いをしたところでありまして、現在、これらを基に関係業界と個別の意見交換を行っているところでございます。

なお、現在、個別漁獲割当制度につきましては、昨年4月からミナミマグロについて、本年9月から日本海ベニズワイガニにつきまして、導入をされているところでございます。

22ページ、これは参考資料で冒頭御説明いたしました、アメリカにおける、議会で報告されたITQのメリット・デメリットなどについての参考資料を付けさせていただいております。

23ページでございますが、TACの厳守について、現行のいわゆるオリンピック方式は、漁業者間の過剰競争やTACの超過をもたらす要因となっていて、持続可能な水産資源の利用のためには、他国でも導入されている個別漁獲割当制度の導入が必要と考えるが、見解を伺いたい。併せて、既にミナミマグロ等の一部の魚種で導入されている個別漁獲割当制度の対象魚種の拡大について、問題があれば具体的な問題点ということでございます。

TACの管理につきましては、漁業者や漁船の数が諸外国に比べて日本の場合は格段に多い。例えば漁船の隻数で見ますと、アメリカが約3万隻、豪州が約5,000隻、ニュージーランド約1,800隻、アイスランド約1,600隻、ノルウェー約8,000隻に対して、我が国は約22万隻となっているところでございます。

また、多くの魚種を対象として多様な漁業種類が存在する。他方、諸外国においては、例えばアイスランドではタラ類が水揚げの約半分を占めるとともに、ノルウェーでは4つか5つの魚種で水揚げの8割近くを占めるといった単純な魚種構成になっているところでございます。

こういった我が国の実情に即して、漁獲量のチェック等の管理コストが低く、関係者に理解されやすいという利点を有するオリンピック方式を現在は基本として実施しているところでございますが、この管理の枠内におきましては、TACを漁業種別・海域別等に割り当てまして、資源の利用の適正化を図っていること。それから、漁業法等に基づく漁獲努力量自体の管理も行われていること。それから、漁業者の自主的な話し合いに基づく秩序ある操業が行われるよう協定制度も設けていることなどによりまして、できるだけ適正な資源利用が実現するように措置をしてきているところでございます。

特に我が国のように、漁業者や漁船が漁獲対象資源に対して相対的に多く、旬や産地によって魚の価格も大きく変わる。外国の場合は加工向けなどで契約して、比較的安定的な価格で納入されている事例が多いんですが、日本の場合は毎日のように価格が変動するという状況に照らせば、個別漁獲割当制度を導入したからといって、過剰競争がなくなるということは必ずしも考えられない。更に、TAC超過の恐れがそれによって払拭されることにはならないのではないかと考えてございます。

いずれにせよ、個別漁獲割当制度に関しては、TAC対象魚種であるか否かにかかわら

ず、メリット・デメリットがございますので、これらを踏まえて、現在、その導入について検討しているところでございますが、その問題点としては、先ほど来申し上げているような点が挙げられてございまして、実効性の上がる仕組みを構築するという観点から、どのようにして過度の規制とか行政コストを必要としない管理体制を整備するかということが、特にこの場合、重要な観点ではないかというふうに考えております。

25 ページについても、先ほど御説明しました諸外国での漁業管理の状況について、参考資料を付けさせていただきます。

26 ページでございますが、現在、I Q 制度が導入されているミナミマグロにつきまして、配分された漁獲可能量に比べて漁船数が過剰で、採算に見合う漁獲量が確保できないという指摘がある。しかしながら、今後の水産業分野においては、意欲ある経営者が創意工夫を発揮して自由に競争できる環境を整備することが必要で、個別漁獲割当制度の導入においても一定のルールの下、競争を促すことが可能な I T Q 制度の導入を前提に検討すべきと考えるということでございます。

I T Q 制度につきましては、I Q 制度と同様のメリット・デメリットがあるのに加えて、割当量に譲渡性が付与されるために、ある漁業者が自分に割り当てられた割当量の全量を消化する見込みがない場合には、割当量を他の漁業者に譲渡することによって無駄のない資源利用が期待できるというメリットがある一方で、譲渡を通じまして特定の漁業者に割当量が集中して、それに伴って漁村の崩壊の恐れがある。あるいは割当量が市場原理に基づいて取引されることによって、だれがどれだけの割当量を保有し、それに基づいてどれだけの漁獲量を上げているのかということを経営者が適切に管理することが難しくなるといった問題点がございます。

また、諸外国においても、一部の国を除いて、特定の魚種で I T Q 制度が導入されているという状況であるにすぎず、実際に導入された事例を見ても、アラスカにおいては、ギンダラ、オヒョウなどについての I T Q 制度の導入によりまして漁船の統合が進んだ一方で、地域によっては加工場の閉鎖や水揚港の集中によって漁村の疲弊が進んだというような指摘もございます。

こういったことに加えて、これまでオリンピック方式を基本とした資源管理を行ってきた中で、現在のところ、漁業者の間で I T Q 制度を導入すべきというコンセンサスは得られていない。

それから、I T Q 制度を導入するためには、大きな行政コストをかけずに各漁船の漁獲量を正確に把握するための管理体制が必要になりますが、割当量の譲渡を伴う I T Q 制度におきましては、I Q 制度以上に漁獲量の管理が困難になるとともに、多大な行政コストも必要になるといった問題も存在すると考えてございます。

このように、我が国において I T Q 制度を導入することにつきましては、資源管理上の問題に加えまして、漁業振興上・地域振興上の影響も十分に斟酌しなければならないと考えておりまして、I Q 以上に難しい問題があって、慎重に検討する必要があるものと考え

てございます。

28 ページでございますが、水産政策審議会で、一部の漁業者から、I T Q 制度が日本の漁業になじまないという指摘があったと聞くが、どういう理由でなじまないという指摘をしているのかということでございます。併せて、政策として導入する場合の懸念、問題点ということでございます。

I T Q 制度につきましては、本年 2 月に開催された水産政策審議会の資源管理分科会におきまして、割当量の譲渡を通じて力のある企業による寡占が生じる可能性があるという指摘がなされたところでございます。

なお、我が国におきましては、政策として I T Q 制度を導入する場合に、譲渡を通じて特定の漁業者に割当量が集中するなどの問題点、あるいは諸外国における導入状況に加えて、こちらの指摘にあるような、現在のところ、漁業者の間で I T Q 制度を導入すべきとのコンセンサスは無い。

また、先ほども申し上げましたけれども、大きな行政コストをかけずに各漁船の漁獲量を正確に把握するための管理体制が必要なんです。割当量の譲渡に伴う I T Q 制度については、I Q 制度以上に漁獲量の管理が困難となるとともに、多大な行政コストも必要になるといったことが特に懸念されております。

以上が資源管理についてでございます。よろしく願いいたします。

本間専門委員 ありがとうございます。

初めの 1、2、3 ページですけれども、A B C の科学的根拠の信頼性をどうやって保っていくかということだと思ふんです。ヒアリングして私などが驚いたのが、本当に漁業者が信頼していないというか、そこを確立しないと、なかなか I T Q の問題なども解決していかなくてという印象を私は持っているんです。A B C の信頼というか、学術的にやっているというんだけれども、漁業者はそんなのはおかしいと言って、調整ということがおかしいんだと思ふんだけれども、調整して出す話ではなくて、やはり信頼だと思ふんです。そこをどう確保するのかというのが、すごい大きな問題だなという気がしておりますけれども、まず、その辺り。

石川課長 これについては、先ほども御説明しましたとおり、確かに漁業者から毎回、資源評価会などを開きますと、現場の実態と違うのではないかと、自分たちがとっている現状と違うのではないかとというような御指摘があって、十分御信頼が得られていない部分はあって、それは真摯に受け止めなければいけないというふうな認識でいるところであります。我々としては、今の科学的な技術水準をもって、予測できる最大限の努力をしているつもりではあります。

本間専門委員 そのそごがどこから来ているんでしょうかね。つまり、漁業者がたくさんとりたいという気持ちがあるのは勿論わかるんですけれどもね。

木實谷課長 資料の 5 ページをごらんいただきたいと思ひますけれども、これはサバのときの A B C の再評価の例でございます。サバの表がございましてけれども、「当初評価(1

7年実施)」というのがございます。例えばマサバの太平洋系群ですと、当初8万2,000トンということで算出しているわけでございますけれども、実際に漁期が終わった19年になってから見直してみると、例えば、ここは17万5,000ぐらいでよかったということだと、倍ぐらい差があるわけです。

ですから、漁業者の実感というのは、漁業をやりながら、途中途中でいろいろ出てくるんだと思うんですけども、やはりこの程度、これはマサバですので、資源の大変動があるということで、ちょっと特殊な例かもしれませんが、このぐらいの変動はあるということです。あるということみんなが共通認識を持った上で運用すればいいと思うんですけども、今、どちらかというところ、ちょっと悪い言葉で言うと、ABCがひとり歩きしているようなところがありましてね。ABCの単一のものを信じると言うから、これと違うではないかという話が出るので、一つの資料として、当然ある程度の幅、これは未来の予測ですから、特に加入分です、加入量の予測ですから、当然そのぐらいは誤差があるものだという共通認識を持って運用していくことがこれから肝要かなというふう思うんです。一つ、こういう例として、ABCのとらえ方として、ちょっと念頭に置いていただきたいなと思うんです。

本間専門委員 例えばABCでプラスマイナス幾らという形で、誤差を含んだ形で設定した場合、どうしても漁業者の方としては上の方を取ってくれという要求は出てきますね。だから、使い方というか、後で再評価とか、再々評価ということをして、資源の変化によってやらざるを得ないのかどうか。つまり、再評価をやるということになると、期待があるわけですね。期待を売り込んでしまって、どうせあれは変わるんだ、あるいは変わる方向でプッシュできるんだという思惑が働くような気もする。

木實谷課長 ただ、後々でも、正しいものがある以上、やはりそこに近づけていくというのが科学的態度だと思いますし、それを前提にしてTACも再評価が行われた場合には変更するというのも、これも必要な手続かというふうに思います。

本間専門委員 どうぞ。

盛田専門委員 このABC、いずれにしても自然界に泳いでいるものを測定するんで、誤差があるのは当たり前なんですけど、今までのバイアスはプラス側に偏るか、マイナス側に偏るか、何かそういう傾向みたいなものはありますか。

木實谷課長 例えば浮魚ですと大変動しますから、どうしても資源が、今、サバですとちょっと上向きかなという感じがあるんですけども、そういったときはABCはどうしても後追いで、過去のデータを使いますから、過小評価ぎみになることがあります。

盛田専門委員 それはある程度、循環変動みたいな形になっているんですか。それとも、トレンドとしてですか。

木實谷課長 浮魚というのは、御存じのとおり、数年置きに例えば卓越年級が出て、それがどのぐらい生き残っていくか、残していけるか、それで変動していきますので、かなり。

盛田専門委員 でも、それも常時変わっているわけですね。

小田巻課長 A B Cを計算するとき、先ほど御説明しましたように、魚の年齢組成、その資源の年齢組成とか、あと、卵稚仔とか、その生残率とっておりますけれども、それと加入してくる、漁獲対象になる、そのところが、年齢構成がわかれば、人口のあれと同じように、次の年にどれぐらいになるかがわかるんですけども、一番わかりにくいのが加入してくる加入率というか、そこが、例えば水温が低いとふ化率が非常に落ちてしまうというようなところがありまして、このサバの例だと、平成16年の場合は非常によくて、そのときに非常に大きい加入があった。ただ、これは、卵は別に漁獲するわけではありませんで、加入してきてようやくわかるというようなところがありまして、現在、環境とか、水温とか、流れとか、そういうのによって、どれだけ加入が変わってくるか、その辺については、本当にサバのようにいい加入があるとA B Cが増えてしまう、そのところを今、研究しているというところではございます。

盛田専門委員 いずれにせよ、そこは精度を高めさせていただくにしろ、私が言いたいのは、特別A B Cの算定にバイアスが、いろいろトータルで見ると、後でプラスになっていることが多いんだよとか、マイナスになっていることが多いんだよということがなければ、それは平均化すればいい話なので、そうなるに漁業者に理解していただくような努力をしていただくしかないのかなという考え方なんです。だから、問題はA B Cにバイアスがかかっているか、かかっていないかということだと思うんです。それがないということであれば、それはそれで努力していただく。説得というか、理解をしていただくということがいいと思うんです。

もう一つ、ちょっと気になったのは、関係者のヒアリングの中で、水産庁の研究機関のデータだけでは信頼がおけない、我々の取っているデータも入れろみたいなことをちょっとおっしゃった方がいたんですが、そこら辺は考えられるんでしょうか。

小田巻課長 基本的には、水産研究所なり、水試、勿論漁業者団体の漁獲量という数字そのものは提出していただいてやっているんです。あと、計算方式とか、先ほどの環境の変化というのをどう織り込むかというところが、漁業者の直感と研究者の判断が違うという格好で、ある意味では資源の研究者というのは、現在の状況を判断して、変なバイアスがかけられないような格好で算定はしているんですけども、漁業者の方というのは、現場の感覚と違う、どうも魚がたくさんいそうだとか、その辺のところ。

盛田専門委員 いるときはいろいろ感じるけれども、逆に言うと、過大にA B Cを評価した場合は、要するにとり過ぎにつながるわけですね。

小田巻課長 そういう意味では、現在、資源の研究者に評価してもらっていますけれども、それは変なバイアスはかけられないように、上とか下ではなくて、加入率は例えば平均を取るとか、そういう格好で一応、計算はしてもらっております。ただ、先ほどの説明のように、サバのように資源自体が変動するというときには、平均を取ることが、結果から見ると、こういうような、そのときは少なく見積もっていたという格好にはなって

しまうんですけれども、特にバイアスをかけて何か判断しているということはない。

盛田専門委員 循環変動みたいなものは、今のところは織り込んでいないということなんでしょうか。

小田巻課長 一応、卵稚仔の量とか、そういうので変動量を見込むのですけれども、それ以上のものは、特に周期性というのが、これが本当に周期性を持つかどうかというのはわからないところがあります。

盛田専門委員 比較的には必ずしも言えないということ。

小田巻課長 はい。

本間専門委員 年間で設定するということが望ましいのかどうか、普通考えると、ABCで変更があってもいい、ABCはそれこそ、例えば四半期ごとでも見直しをするみたいなことがあってもいいと思うんですけれども、それを反映させるさせ方、つまりTACの決め方なんですね。それを反映して、TACに反映させる場合も、1年ではなくて、やはり半年だとか、四半期はちょっと頻繁過ぎるということがあるかもしれませんけれども、ABCはABCとして確立させておいて、TACのときに反映のさせ方をもう少し柔軟性を持ってといいますか、年間ではなくて半年ぐらいで、次の半年に反映させるという、そういう仕組みは考えられないんですか。

木實谷課長 TACは、この制度ができてからしばらくの間は、歴年だけでやってきたわけなんですけれども、その後、それぞれの魚種に応じた、漁期に合わせて、4月 - 3月にしたり、あるいは7月 - 6月に変更して運営してきています。また、今、言われましたように、そのときどきで新しいデータなり得られた時点で、その再評価なりがなされたときには、またTACも見直すという形でやっていきます。この水産政策審議会自体もその都度開いていただいていますので、年4 - 5回は開催されて見直す、必要に応じて見直すという形で今、運営してきております。

本間専門委員 そういうことはやられているということだと、やはりABCの信頼性ということになるのかな。ただ、一定のABCの変更に伴ってTACが、連動の仕方だと思うんですね。

木實谷課長 ABCとTACの話なんですけれども、ABC自体も、今、ABCと名付けた場合は1つに設定されて、リミットとターゲットがありますけれども、それ以外の回復シナリオ、あるいは維持シナリオというのがあり得るわけです。これは研究者の方から、あと2つぐらいは提示されておりまして、TACをつくる時も、ABCと名付けられたものを採用しない場合でも、ほかのシナリオではどうかとか、そういうことを基本にせずやってきているわけでございます。

本間専門委員 だから、その幅を持たせて、連動の仕方に何かルールがないといけなかなという気がするんですね。今、例えばABCのプラスマイナスの範囲でTACを定めるといった規定はないわけでしょう。

木實谷課長 それはございません。ただ、基本的には、それぞれ魚種ごとに、TACも

しくは別のシナリオが示されていたら別のシナリオ、それをベースにして、あとは配分上の管理口スミたいなものがどうしても出ますので、ここで漁場形成に応じて留保するとかありましたけれども、どうしてもその分がございまして、その基になるのは、やはり研究者が出した、そういうシナリオ、それを使って漁場の変動分をちょっと加えたぐらいで大体設定して運営してきている。

本間専門委員　そこが我々には非常に不透明といいますかね。別に調整、形成はいけなくて、こうこうこうなって、こんな結果が出ましたということまでは求めませんけれども、A B Cに基づいて、幅を持たせて、こういう範囲で大体運用されるんですよという、その辺りのルール化が必要なのかなという気もしているんです。

木實谷課長　9ページ以降の、例えばA B Cから実際T A Cはどうなって、備考欄にどういうことを勘案したかを書いていきますけれども、これは一応、水産政策審議会などにも提出して、この過程を一応、説明して、T A Cの設定ということをやっているわけです。だから、A B Cが出た後に、漁業者と所要の調整をするわけです。今のような話をして、どういう回復シナリオを取ろうか、維持しようか、それから、漁場の形成による配分をどうしよう、その辺を調整した後で、このT A Cの案をつくって、そして水産政策審議会にかける。その過程については、審議会の場では、時間の制約がありますけれども、説明しておりますし、すべて、この資料も公表になっていきますし、議事録も勿論出ています。我々としては、できるだけ透明化を図ってやっているつもりなんですけれども、勿論まだまだ不十分ということであれば、更にもうちょっと詳細に説明していくとか、いろいろ方法はあると思います。

盛田専門委員　回復シナリオとおっしゃっているのは、要するに、人為的に資源回復計画を実施した場合のことをおっしゃっているんですか。

木實谷課長　例えば、研究者が推奨するA B Cでも、どのぐらいで回復させたいか、しかもどの程度までというところが、今、漁業系は厳しいので、当面は維持でもいいではないかとか、そういうものをどう選択するかなんですね。それとも、休漁してもすぐ回復したいか。あるいは、しばらくは現状維持でもいいのか。その辺りの判断があるわけですね。

盛田専門委員　その場合、回復シナリオか維持シナリオ以外で、更に減っていくという場合でも、承認されることはあり得るわけですね。A B Cを超えるということは。

木實谷課長　通常はありません。

盛田専門委員　それはないですか。

木實谷課長　はい。勿論、考え方としては、減るというのはまず取りようがないんですけども、ただ、実際に配分するとき、今の漁場係数というのはさっき言っていますけれども、そういうものを使ったり、それまで入れてしまえば、そういうことになるということかもしれませんけれども、考えの基に立つ、「T A Cの基礎とする数量」という欄が真ん中にございましてけれども、これを出すときは、このA B Cを出したときの考え方というのを、A B Cそのものではないかもしれないけれども、採用してきているわけです。あ

とは、その配分にかかるロス分がどうしても出ますので、それを勘案している。

盛田専門委員 ただ、そこに明記されているように、漁業経営の動向ですか、何ですか、要するに、経営事情を考慮するというのが入っていますね。それで、しかし、回復シナリオ及び維持シナリオを下回る場合ということ認められることもあり得るんでしょう。

木實谷課長 理論的にはあり得ます。

盛田専門委員 それはしかし、実際にはやっていないんですか。

木實谷課長 実際にはやっていない。考え方としてはですね。

盛田専門委員 最低限、維持シナリオというふうに理解してよろしいですか。

木實谷課長 T A C の基礎とするときはそうなんです。ただ、配分の都合上、ちょっと数量は多くなることはあります。

盛田専門委員 調整は別の話。

木實谷課長 はい。ただ、それで、結果的には漁獲量がそんなことにはならないように運用するという努力をしているわけです。

盛田専門委員 ついでにちょっといいですか。調整枠のところがあるんですが、これもわかる話と言えればわかる話なんですけど、そうしましたら、ある程度調整枠をあらかじめ T A C の中に確保しておくという考え方はできないんですか。

木實谷課長 現在はそういうふうに T A C の中で留保しているわけです。だから、A B C に、今の大臣管理分ですと、浮魚についてですけれども、1.3 を掛け、知事管理漁業分は 1.5 を掛け、その分をオンした形で T A C を設定するわけです。ですから、T A C のトータルが全体の A B C との比で見ますと、1.4 ~ 1.6 になるとかというのは、それが大きいところですよ。

盛田専門委員 だから、A B C の中に収まるように、T A C の中で、そういう T A C を設定して、そこに調整枠を設けておくという考え方はできないんですか。

木實谷課長 そうしますと、恐らく最終的な現実の漁獲量が A B C を大きく下回るようになってしまう。

盛田専門委員 A B C は下回っても、A B C もある意味中期的な、動態的なものですから、資源が回復すれば、最終的にはまた A B C が増えて T A C も増えるという形になりませんか。

木實谷課長 ただ、それはちょっと安全に見過ぎる形になるんですね。A B C は恐らく結果的に漁獲量が本当はそこになるのが望ましいとして出されているわけですから、割り振った数量が例え上でも、最終的に漁獲量がそれになればいいし、もし A B C で割り振ったときにロス分が出れば、それはやはり過小利用と言いましょいか、資源の有効利用がなされていないということになってしまうのかなと思います。

盛田専門委員 そうしますと、T A C と A B C の比が 1.4、1.6 というのは、結果的に漁獲量というのは A B C に大体イコールになってくるという、こういう水準なんですか。

木實谷課長 かなり近いですね。勿論魚種によって下回るものも、若干上回るものもご

ざいます。

盛田専門委員 これぐらいに要するに掛け目をつけておかないと、置いておかないと、逆に言うと、漁獲量はそういう位置に。

木實谷課長 下回ってしまうだろうということです。

盛田専門委員 そういう実態なんですか。

木實谷課長 はい。

本間専門委員 時間ももう 10 分以上過ぎているんですけども、ITQ の話をちょっとお聞きしたいんです。メリットはあるんだけど、デメリット、例えば 21 ページに

というものがある。ITQ を導入している国に関しては、こういう問題点をどう克服しているのか、そういうことについての調査といいますか、研究といいますか、そういうのは何か検討された経緯はあるんでしょうか。

石川課長 現在、これまでもヨーロッパですとかアメリカの事例については若干行政としても調査してきておりますし、現在、農林水産政策研究所などでも EU の事例などについて、かなり詳しい研究などもやっていただいているところでございます。例えばアメリカで一部の漁業者について、過剰に集積して寡占の弊害が出るというようなことに対しては、一定の、これも魚種、地域によって違うんですけども、シェアを占める上限を定めるとか、あるいは地域の中から水産業がなくなってしまう、漁村の疲弊ということに関しては、例えばアラスカの特にネイティブの方々が住んでいらっしゃるところについては、漁村の範囲内でしか譲渡を認めないというような制度があるというふうに承知してございます。

本間専門委員 寡占が進むこと自体については、これも意見が分かれると思うんです。つまり、きちんと売買できるのであれば、大手といいますか、そういうところでむしろ数少なく効率的にやっていった方が望ましいという考え方もあるでしょうし、その意味では、寡占が進むこと自体が必ずしも悪いことなんだとは個人的には思っていないところがあります。

それから、も、性善説に立つか、性悪説に立つかということもあるんですけども、あとは 3 番の管理取締費用のところは、これはいろいろ工夫の余地があると思うんです。常に全量管理が必要なのか、あるいは抜き打ち的な話で、ランダムなチェックということであれば、十分管理ができるんだという考え方もあるでしょう。その意味では、ITQ に関しては、個人的には是非前向きに取り組んでいただきたいなという部分がありますので、また引き続き進行状況等、お話を聞かせていただければと思います。

木實谷課長 個別割当については、勿論我々もどこまでやれるかということで今、検討しているわけですが、特に今、管理コストの点を言われましたけれども、我々もこれが非常に難点があるなというふうに考えております。そういったことを含めて考えると、今、性善説、性悪説と言われましたけれども、いずれにしろ、漁業者の納得を得てやっていかないと、そういう規制というのは、漁業の世界ではあらゆるルールがそう

ですけれども、まず守られない。

ですから、今、ちょっと時間をかけてやっているのは、漁業者の納得、理解を十分得てやらないと、こういう管理コストにもはね返ってくる話でして、自分たちがやるんだと、そういう気にならせないと、まず守られない。しかも、それをチェックするというのは、もし漁業者が守る意思が必ずしもないものを守らせるとなれば、これはもう尋常でない管理コストを考えなくてはいけなくなるわけです。ですから、そういったことで今、漁業者との協議をやっているところです。

ただ、ITQには、我々としては、最初の話でもありましたように、今のTAC制度を漁業者に信頼してもらおうというのが、今まで、それなりに努めてきたつもりですけれども、まだ不十分。その中で、例えば今の個別割当制度もいい面もあるわけでしょうから、何かできないかなというのは今、検討している。ですから、今のTACの中でできるもので何かIQはできないかなというのは検討しております。ただ、ITQというのは、更にもっと先に行く話ですから、今はまずIQでやるのに適当なものはないかというところを検討している最中でございます。

石川課長 あと、私の方からも一言言わせていただくと、寡占の弊害に関しては、特に諸外国の一部の事例では、例えば漁業を実際に営まない人が権利を持って、権利だけ売買させていって、実際に漁業をやる人がいわゆる小作人的な立場でやって、しかも投機的な動きがあって、取引価格が高騰してしまって、漁業者への悪影響が生じるといった事例もあると言われておりますので、そういったものへの検討も必要になるかと思えます。

コストについては、先ほど管理課長が説明しましたとおりですけれども、実際に民間の方々に割当てを取引していただくということになれば、安心して取引をしていただけるだけのきちんとした基盤づくりというのが行政として当然必要になってまいります。それはかなりの程度、きちんと個別の割当量、漁獲量の把握というのできるという前提でないと、みんなばからしくて売買などはする気にならないということになるかと思えます。

実際、今やっているミナミマグロなどの事例を見ましても、結局、どういうふうに行っているかということ、あれは水揚げ港が限定されていまして、静岡地区と神奈川県三浦に限定されていまして、実際に個別にどれだけ漁業者が幾ら揚げているかというのを第三者的にチェックするために、静岡地区には3人の検査官を配置していますし、神奈川県にも1地区の検査官を配置してやっているということでございます。これを全国的にやっていくとなると、多大なコストがかかる。

ただ、漁業者の方々にとっても、ミナミマグロの事例で言えば、1匹1匹、とれたものについて、このマグロはどこの船でとったものであるというタグを購入していただいて、それを全部付けていただくという手間をかけてやっていただいている。そういった負担も生じているということでございますので、そういった行政のコスト、漁業者のコストも考慮していかなければいけないと考えております。

盛田専門委員 今の問題は、それぞれの漁業の種類によって相当話は違うのかなという

気がします。遠洋などでは考える余地もいろいろある部分があるんだろう。遠洋などは、沖合もそうなのかもしれませんが、海外との競争ということもこれからかなり考えていかなければいけないような時代に入っているのではないかと思います。そうすると、やはりある程度効率化につながるような仕組みを考えていかなければいけない。

ただ、これは一般論として言えることですが、それをやるとなると、行政コストをかけないという考え方は本当にそのとおりだと思うんですが、ある意味、政府の資源の振替えということは、全体としてコストを増やさないまでも、その分野がコストが必要ならば、そこはかけなければいけないという考え方も実は大いにあるかと思っています。システムを変えれば、今までのような事前チェック方式から事後モニタリング方式みたいな形に変えていくと、これは必ずそういう人員配置をしておかないと、モラル・ハザードが起きてしまいます。今までのような、我が国みたいにムラ社会でやっていた仕組みとは違う部分を、恐らく遠洋とか沖合は考えていかなければいけなくて、それに応じたシステムを考えていかなければいけない段階だとは個人的には思っていますので、これは22万隻全部やるというのは勿論不可能でしょうからね。そのところは、ただ、少し戦略的に、個人的には水産庁としてはお考えがあってしかるべきかなと思っています。これはお答え要りません。

本間専門委員 事務局の方で何か。

事務局 よろしいでしょうか。

本間専門委員 長時間どうもありがとうございました。